

(第一類 第九号)

第百二十三回国会
衆議院

商工委員会 議 録 第 十 号

(三三)

平成四年五月十三日(水曜日)

午前十時六分開議

出席委員

委員長 武藤 山治君

理事 逢沢 一郎君

理事 自見庄三郎君

理事 山本 拓君

理事 和田 貞夫君

理事 甘利 明君

理事 岩屋 毅君

理事 浦野 休興君

理事 奥田 幹生君

理事 金子原二郎君

理事 佐藤 信二君

理事 斎藤斗志二君

理事 谷川 和穂君

理事 仲村 正治君

理事 武藤 嘉文君

理事 大島 章宏君

理事 加藤 繁秋君

理事 鈴木 久君

理事 安田 範君

理事 吉田 和子君

理事 二見 伸明君

理事 小沢 和秋君

理事 阿部 昭吾君

理事 出席國務大臣

理事 通商産業大臣

理事 出府政府委員

理事 通商産業大臣官

理事 房長

理事 通商産業大臣官

理事 房総務審議官

理事 通商産業省機械

理事 情報産業局長

理事 熊野 英昭君

理事 渡部 恒三君

理事 内藤 正久君

委員外の出席者

工業技術院総務 横田 捷宏君

部長 資源エネルギー 川田 洋輝君

庁公益事業部長

文部省初等中等 福島 忠彦君

教育局中学校課

長 商工委員会調査 山下 弘文君

室長

委員の異動

五月十二日

辞任

鈴木 久君

同日

辞任

吉岡 賢治君

同日

辞任

奥田 幹生君

同日

辞任

中山 静六君

同日

辞任

仲村 正治君

同日

辞任

安田 範君

同日

辞任

江田 五月君

同日

辞任

金子原二郎君

同日

本日の会議に付した案件

計量法案(内閣提出第七五号)(参議院送付)

○武藤委員長 これより会議を開きます。

参議院送付、内閣提出、計量法案を議題といた

します。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。大島章宏君。

○大島委員 日本社会党の大島章宏でございます。

ただいま議題となりました計量法案について質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

問をさせていただきます。この法案につ

きましては既に参議院において審議が行われ

たわけでありますが、その論議経過を踏まえて質

あつたと伺っております。

こういうものを踏まえて、幾つか私も御質問を

させていただきます。最初、今貿易問題でいろいろ日本とアメリカ

の間の論議が進んでいるわけですが、ア

メリカあるいはヨーロッパでの計量単位の標準化が

日本と同じような形で進んでいるのかどうか、こ

ういうことをお伺いしたいと思うのですが、議事

録によりますと、イギリスではECの理事会の指

令に基づいて一九九九年までにメートル法化をす

ることを既に決めているということ。それから、

アメリカでは一九九二年の九月までにメートル法

化するということだということですが、私

も議員の仕事に入る前に、図面を引き製品をつ

くる産業の中にいたわけでありまして、ア

メリカに輸出するときにはいわゆるインチねじを用

い、生産ラインを変えた経験があるわけでありま

す。今アメリカから日本に輸入されてくるという

製品について一体どういう状況にあるのかと思

うのですが、日本からアメリカに対してどのよ

うな形で計量と申しますかそういうものに対する

国際的な標準化を促すように求めているのか、そ

の実態についてお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 計量の単位につきましては国際

的に国際単位に統一するという動きがいろいろな

ところで進んできております。しかしながら、た

だいま先生御指摘のありましたように、その中で

実はアメリカ、イギリスあるいは場合によって日

本が若干おかれているところがあるわけでありま

す。しかしながら、アメリカにおきましてもメー

トル法移行についていろいろな努力を始めており

まして、メートル転換法という法律をつくりまし

て、連邦政府の物資調達等につきましまして原則と

して一九九二年九月末までにメートル法化する。

言いかえますと、アメリカの会計年度は十月に始

まりますので、アメリカ会計年度九三年度以降に
おきまして、九二年十月以降におきましてはメー
トル法化すること、少なくとも政府として
の政府調達等については着実にそういう動きを
進めているところであります。

ただ民間のメートル法化が進んでいるかというところにつきましては、必ずしも十分な状況ではないと思っております。ただアメリカ政府としては、例えば先般も、ちょうど自動車部品及び自動車のハイレベルMOSS協議で参りましたファレン商務省次官に對しまして、このことを私からも、ちょうど参議院の審議の日でありましたので、参議院の審議の御意向も踏まえながら強くアメリカ政府にお願いをしたわけでありますけれども、アメリカ政府も民間に對する勸奨を、大統領の諮問機関でありますところの輸出協議会において、民間においてもメートル法の採用を強くエンカレッジをしているということでございます。それから、御案内だと思えますけれども、日米構造協議の場におきましても、アメリカに對しまして常に、メートル法の推進がアメリカ経済の国際競争力を強めるためにもアメリカ経済の国際化のためにも重要であるということをご日本側から種々指摘をされておるわけであります。こういった我が方の主張も受けまして、先ほど申し上げましたようにアメリカ政府としましては民間へのエンカレッジも進めておりますし、あるいは大統領行政命令を出しまして各省庁でメートル移行プランの作成を実施するとか、あるいは十月十日をメートルの日と決めてその前後にメートル週間というふうなものも設けてPRに努めているとか、各種の努力をされてきているところでございます。

それからECにつきましては、原則ECは、大陸の方は既に国際單位系が完全に導入されておりまして、ヤードポンド法を持っているイギリスが遅いわけでありまして、イギリスにつきましても、EC指令に基づきまして一九九九年末までにはメートル法化をするということで進んでいるように承知をしております。

○大農委員 現状についてはわかりましたけれども、いずれにしても今、日米構造協議等の情報をも伺っていますと、常に日本は守勢に立たされている、そういう感じもするわけでありまして、言ってみればECが一つの経済圏をつくり、そうするとアメリカはカナダとの間の障壁を取り、かつ日本との間の障壁を取って、アメリカとカナダと日本という共通の市場を形成しようとしているのだかと思うのですが、いずれにしても私は、日本として言うべきものは言う、こういう姿勢も大変重要だと思えますし、特に単位系については、私も小学生のころに尺貫法からメートル法に学校教育も切りかわっているいろいろ混乱をしたことも記憶しておるのですが、先ほどの話ではありませんけれども、世界的な流れ、統一した単位のもとにも生活しようじゃないかという一つの流れがあるわけでありますので、これについては厳しくアメリカの方にも、この構造協議あるいはその場を通じて日本として物を申ししていく、そういう態度を今後とも継続してお願いをしていきたいと思えます。特に、日本でつくる製品は大体メートル法ですが、アメリカの製品ではやはり相変わずインチヤード法的な製品も目立ちますし、そういう意味から、日本からの製品とあるいはアメリカの製品との交流という意味からも、ぜひもっと強い通産省からのアメリカ政府に対する交渉の場での要求といえますか、姿勢を期待しておきたいと思えます。

次にいろいろ先ほど申し上げましたとおり、この法案の計量単位系の変更、これが国際的背景にあること、それからいろいろと世界的なことを考えるが、今回の計量単位系の、それからいろいろと国民生活あるいは世界に対する配慮をしながらやるんだという基本方針は大臣から出されているわけでありますが、これから少し法案の内容を確認しながら具体的な課題について御質問をさせていただきます。

法案の内容の確認でございますけれども、最初、いずれにしても指定製造事業者というのが新

しく導入されるわけですが、この指定製造事業者というのはどういう要件を満たす場合に指定されるのか。この件についてまず最初にお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 指定製造事業者制度と申しますのは、最近の計量器に關します製造技術でありますとかあるいは品質管理能力の向上といった実態を踏まえまして、一定水準の品質管理能力を有する製造事業者が製造いたしました計量器につきましては、検定を免除しようという制度でございます。

したがいまして、ただいま先生の御質問にございまして、指定製造事業者の指定をするに際しては、どういう要件かということを示し上げますと、その指定製造事業者が製造いたしますところの計量の適正を確保するために、まずその製造事業者の工場あるいは事業場におきます品質管理の方法が通商産業省令で定めるところの基準に適合すること、これは九十二条第二項に定めております。

す。それから同様に、工場あるいは事業場におきます品質管理の方法につきまして、都道府県もしくは日本電気計器検定所の検査または指定検定機関の調査を受けることを指定の要件としております。これは九十一条第二項に定めておるところでございます。それから、指定を受けた指定製造事業者が製造する計量器が経常的に適当なものであることを担保するために、技術上の基準に適合して、通産省令で定めましますところの検定公差を

器差が超えないようにすること、あるいは検査をちゃんとやって、その検査の記録を保管することというふうな義務を課しておるわけであります。また、行政側としては、必要に応じ報告徴収を求めたりあるいは立入検査をしたりする権限もございます。

○大蔵委員 それから二つ目には、この法案の中で比較検査制度というのを廃止するということがございますが、これはなぜ比較検査制度というものを廃止するに至ったのか、その背景について理由をお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 現行法におきまして、比較検査という制度を持っております。これは検定の対象となる計量器につきまして、検定に用います基準器とそれから製品の器差を精密に測定いたしました、検定の合格証印とともにその計量器の器差を明記した、いわば成績書ともいうべきものを交付する制度でございます。ところが、この比較検査制度の利用実態の実績を見てまいりますと、アルコール濃度の計量に用いるところの酒精度浮ひよ

うにつきましましては相当の利用実績がございますけれども、その他の直尺でありますとか等につきましましてはほとんど利用されていないというのが実は現状でございます。そこで、新法におきましては、酒精度浮ひようにつきましましては経過措置を設けまして当分の間は比較検査を引き続き行うこととしながら、制度そのものにつきましましては、既にこの制度の使命も終えたということで、今回廃止をしたいというふうに考えているものでございます。

○大島委員　それで、次に、今回の法案の中に新たなものがあと二つあるのですが、指定計量証明検査機関並びに指定定期検査機関というのが新たに指定されています。かつ、その前の、計量証明の機関を政令で定めるという事象がございますが、従来はきちっとした機関が明記されておったのですが、これを政令で定めると変更した理由のと、具体的にどういうものを考えておられるののか、さらにはこの指定定期検査機関というものの

についても、定期検査の機関を前回は明記したのでありますが、これをまた政令で定めるといふふうに変更しておられますけれども、これは具体的にどういふふうに考えてこのような措置をとったのか、いろいろあわせましてお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員　まず計量証明検査制度について

計量証明検査というのは、計量証明の事業を行う者が使用します計量器につきまして定期的に検査を行い、計量証明事業に対する信頼性を確保しようとするものでございます。この計量証明検査

というのは、貨物の運送で質量を正確にはかること、それからもう一つは環境関係で、大気の濃度の測定とか騒音とか振動とか、そういうものの測定をする、そういうのを計量証明審査の対象としているわけでございます。

今回の検査周期を政令事項としたわけでございますけれども、これは特定計量器の技術進歩でありますとか使用状況に依りまして周期をいけば適時適切に制定し、あるいは改正していく必要があるというふうな判断をいたしまして、今後検査周期を定めるに際しましては、特定計量器が有しますところの技術的な特徴でありますとかあるいはこの計量証明の使用実態等を踏まえまして、その特定計量器それぞれに応じて技術的な観点から適正な検査周期を定めたいというふうに考えております。

それで、この計量証明につきまして、指定計量証明検査機関という制度を今回の新法では設けることにしております。この指定計量証明検査機関制度と申しますのは、先ほど申し上げましたような計量証明検査の需要が大変ふえてきております。そういった需要の増大にかんがみまして、都道府県知事が計量関係の技術の蓄積を有する民間機関、民法上の公益法人でございまして、これを指定いたしましたというものがこの指定計量証明検査機関制度でございまして、これによりまして、これらの機関の専門的な知見を活用して計量証明検査の需要に適切に対応していくことが可能となると思っております。

具体的には都道府県知事がどう法人を指定するかということになるわけでありますけれども、例えば機械電子検査協定協会という財団法人がございまして、こういうものが候補としては考えられます。そのほか都道府県にございましてところの計量関係の団体等も対象として想定をされるところでございます。

それからもう一つ、定期検査制度及びそれとの関係で指定定期検査機関についての御質問がござ

たと思えますけれども、この点についてお答えをさせていただきます。

定期検査制度は、取引または証明における計量の用に供しますところの特定計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために特に正確性を定期的に検査する必要があるものにつきまして検査しようとするものであります。

この定期検査の対象計量器につきましては、現在現行法では質量計及び皮革面積計を対象としておりますけれども、今後の新法におきましてはもういっしょにものを対象とすることになろうかと現時点では考えております。

その検査周期につきましては、現行法では市部は毎年一回、それから都部は三年に一回というふうな規定をしております。これは使用頻度とかそういうことに違いがあるということに着目してそういうことになっているのだと思っております。今後の対応といたしましては、質量計につきましては、計器の使用頻度に照らしまして市部と市部を特に区別する合理的な理由はないものになっていくと思っております。他方計量器の精度も大変向上してきておりますので、現時点で検査周期については二年程度に統一した方がいいかというふうに考えているところでございます。それから、皮革面積計につきましては、今後なお勉強をさせていただいて検査周期を決めたいというふうに考えております。

それから、この定期検査を行います指定定期検査機関のことでございまして、これも定期検査の需要の増大、それから定期検査の対象の計量器の増加といった、いわば需要の増加に対応いたしまして、都道府県知事あるいは特定市町村の長の円滑な検査の実施を図るために、知事あるいは市町村長がその指定する者で定期検査を行わせることができる、指定する者を指定定期検査機関と呼ぶことにしているというところでございまして、この制度の導入によりまして、この指定定期検査機関の専門的知見を活用いたしまして、都道府県知事あるいは市町村長の業務負担を軽減すること

とが可能になるのではないかとというふうに考えております。

この指定検査機関としてどういう機関が指定されるかでありまして、これはただいま申し上げましたような仕事の内容に照らしまして、いわゆる公益法人が対象になるかと思っております。具体的には都道府県知事あるいは市町村長が今後その団体の指定を検討していただくことになろうと思っております。例えば、先ほど申し上げましたけれども、都道府県にございまして計量関係の団体等が想定されるところでございます。

○大蔵委員 ただいままで、ちょうど大臣があられない間に、参議院でこの計量法に対する質疑の内容、いわゆるこの計量法がどういう趣旨で今回提案されたのか、大臣の答弁の内容についていろいろと読ませていただきました。また、今の法案の内容について若干わからないところがありまして、その点について確認もさせていただいたところでありまして、要するに、今回の法案の改正は、一つは単位系の変更、これは国際的な状況から単位系を国際的に統一しようという一つの動きであります。そしてもう一つは、いわゆる計量の検定に対する方法を変えようという内容であります。

私は、ちょっとこれは通産大臣にお伺いしたいと思うのですが、この計量の検定、私は日本の製品が世界の製品に比べてその品質が非常に高いというの、日本のこの検定制度、例えば一メートルだったから一メートル、一ミリは一ミリ、そういう単位が非常に図られている、どこでつくったとしても非常に精度のいい製品ができていくから、結局はその品質の方に及び、それが長年の諸先輩方の努力で日本の製品は品質が高いというところで評価されていると思うのですが、今回の法改正の流れを見ますと、どうも生産品がたかさんになってきた、したがってなかなか十分な対応が現状の体制でとれないので、民間企業の能力を生かしながらたくさんの手を煩わせながら、何と

か今の検定が必要な製品がふえていくものに対応しようという趣旨だと思っております。

そこで、ちょっとお伺いしたいのですが、通産省としてこの計量検定に対してどういう感覚を持っていられるのか。私が懸念しているのは、いわゆる現在の状況を踏まえて、民間活力的なものを応用しながらとにかく対応していけばいいんだ、そういう形で非常にこれまでの日本の計量に対するものが緩んでしまっているのではないか。今までは非常にきつとした考えを持ってやっていたのだけれども、それを民間に移管する、そしてだんだん移管すれば、たくさんになれば、当然監視の目といいますか、通産省が考えていると同じような形で果たして本当に正確な検定が行われるのかという懸念をしております。例えばメートルの問題、あるいは電力計とか水道、ガス、いろんな検定があるのですが、通産省として、そういうたくさんある製品が出てくるのはこれは時代の流れですから、しかしながらこの検定というものを対して一つの筋と考えていなければならないと思うのですが、通産大臣の計量の検定というものに対するお考えがありましたら、お伺いしたいと思っております。

○渡部国務大臣 ただいまのお尋ねでございますが、計量は、学術分野、産業分野を初め広く国民生活の基本となり、社会制度を維持する基盤となるものでございます。したがって、計量制度の根幹となる計量単位を定め、基本的な計量標準を設定するなどの業務は、まさに国の基本的な責務であると考えております。また、計量器については、適正な計量器の供給を確保するために、計量法において検定制度を設け、国、都道府県、特殊法人日本電気計器検定所等が検定を実施しております。

以上のような計量関連の業務の中で、計量単位の統一や基本的な計量標準の設定については、国が行うべき制度の根幹となる業務でございまして、けれども、今先生からお話のように、個々の検定の業務については、民間における計量関連技術の動向などを踏まえながら、これは適切に民間機関

の活用を行っていくことが必要であるというふう
に私どもは考えておるものでございます。

このような観点から、今回の法改正においては、
従来の電力計、電圧計などの一部の計量器
の検定に限られておりました指定検定機関制度を
すべての計量器を対象とする制度に改めるととも
に、一定水準の製造・品質管理技術を有する計量
器製造業者に対し検定を免除する指定製造事業者
制度を導入するなどの措置を講ずることにいたし
たわけでございます。

○大島委員 そういふ御答弁でございますが、一
つの考え方と申すのですけれども、大臣の冒頭に
ありましたとおり、いわゆる計量の検定というの
は大変重要なものである。その基準が、例えば国
の基準が一個違った、それが十機関におろされ、
それがまた十機関からそれぞれ五十機関になった
ら、これは大変なところに誤りが行ってしまう
て、その先でまた検定されたものが世の中に大量
に出るといふことになる、日本じゅうが大混乱
になるといふことも考えられます。そういうこと
から、従来の日本では、検定というものを一本化
して、必ずそこで統一した検定をして製品を世の
中に出すんだという一つの考えがあったと思うの
です。これは私は非常に優秀な考えだと思つて
いますが、それが世の中の状況からなかなか対応し
切れないといふことから、今回少し民間の方の手
をかりたいといふことなんです。

今大臣からいろいろお話がありました。そうい
う考えも一つだと思つたのですが、通産省として、
そういう民間の手をかりるとしても、最大限の努
力をして、日本国内の製品というものは均一な製品
が消費者の手に渡るといふそういう基本的な精神
はぜひ持っていてもらわないと困ると私は思うの
です。先ほどの長さの問題、一メートルという
単位の問題から、あるいはガスや電気、水道、ま
さに消費者の手に伝わるメートル関係のものもた
くさんありますので、今の大臣の御答弁にもあり
ましたけれども、そういう精神を踏まえてもう一
回、今回はこういう方向だけでも、日本国内の

製品については通産省が責任を持ってその一個一
個の製品が従来に変わらない精度あるものにして
いくんだという、そういう精神でぜひ今後とも
やっていただきたいと思つています。

大臣、そういう観点から、この今の趣旨はよく
わかるのですが、もう一度通産省として、この計
量の検定、あるいは一つ一つの日本の製品、ある
いはまた一つ一つの電気、ガス、水道、そのメー
ターは本当に大変生活に密着したものですから、
基本的にそういうものに対する精神をちょっとお
伺いしたいと思つています。

（委員長退席、和田（貞）委員長代理着席）
○渡部国務大臣 まさに先生御指摘のとおり、計
量検定が厳正公平で、いささかもこれは過ちが
あってはならないことは、公平な社会、また今日
の経済生活の中で最も大事なことであります。か
ら、この制度改正によってより公平厳正にこの基
準が守られて、いささかも国民の皆さん方に御迷
惑をかけないようにしてまいりる所存でございま
す。

○大島委員 そういふ大臣のその精神のもとに今
回の法案が施行されると思うのですが、それでは
続いて、次に具体的な幾つかの、この法案を施行
した場合の問題点、課題についていろいろお伺い
したいと思つています。

最初に、この法案を施行して、検定所、そして
製造メーカー、そしてまた消費者とあるのです
が、一番最初にこの影響を受けます検定機関に対
する影響についてお伺いしたいと思います。例
えば、今電気、ガス、水道、いろいろなメーター
の検定機関がありますが、既存の機関の代表とし
て日本電気計器検定所を取り上げて、今回の法案
を適用したときに、この検定所に対してどうい
う影響があるのかという観点で何点かお伺いをし
たいと思つています。

一つは、今の時代の流れ、あるいは時代の状況
に応じて今回法改正をするんだということであり
ますが、現在の日本電気計器検定所というところ
は、これまでの日本の機器の精度向上、あるいは

消費者の手に渡る商品一つ一つの計器の精度の中
立性、公正性を保つ上で大変重要な役割を果たし
てこられました。そういうことから、技術者の方
の能力ですとかあるいは技術的な経験、これがた
くさん蓄積されておるのですが、現在のこの社会
の変化の状況に応じて、この日本電気計器検定所
の現在の技術蓄積、能力というものを一体どう生
かしながらこれからこの検定所に対する体制の
充実強化を図ろうとされているのか、その点から
まずお伺いしたいと思います。

○川田政府委員 お答え申し上げます。

日本電気計器検定所は、御指摘のとおり電気計
器の検定業務を行うことに加えまして、高度な技
術的能力及び公正、中立性を有する、計量制度の根
幹となる型式承認の承認行為及び基準器検査の実
施主体としての業務を行ってまいっているところ
でございます。この検定所は、ただいま申し上げ
ましたような業務の実施を通じて、世界でも
有数の電気計器関連の技術、研究レベルを達成す
るに至っている認識をいたしております。一方、
計量器の電子化・デジタル化が進んでおりま
して、検定所の技術が他の分野に応用されるケー
スが増大をいたしております。検定所の有する
技術、ノウハウに対するニーズは著しく高まって
きているという認識も持っております。

こういう状況の中で今回の計量法の改正が行わ
れるわけでございますが、法改正の中におきまし
ても、検定所の新たな業務といたしまして、精密
計量に対応した計量標準供給とか指定製造事業者
の指定に係る品質管理の検査が法定をされたこと
ろでございます。今後、検定所が現に有してあり
ます先ほど来申しました電気の計量に関する高い
技術、ノウハウといったものを活用しながら、積
極的に業務の拡充強化を図っていくことを期待い
たしておるところでございます。

○大島委員 ほかに既存の検定協会等もありま
すけれども、既存の機関についても、現在の情勢
を考慮しながら、ぜひこれまでのノウハウ、技
術、経験、能力等を十分生かせる分野での拡充を

求めていくようにお願い申し上げたいと思いま
す。

それから、今回指定製造事業者というものが指
定されます。これは従来日本電気計器検定所に検
定を依頼していたメーカーが先ほどのような要件
を備えればこの指定製造事業者という指定を受け
て、日本電気計器検定所に検定を依頼しなくても
済むという制度になるわけですが、この日本
電気計器検定所と指定製造事業者との位置関係
といふことが仕事上の関係といふのはこれからど
ういふふうになるのでしょうか。

○川田政府委員 日本電気計器検定所は、先ほ
ども御説明申し上げましたとおり、検定業務に加
えて、高度な技術的能力及び公正、中立性を要する
計量制度の根幹となる型式承認あるいは基準器検
査を一体的に実施しているものでございます。

一方、指定製造事業者制度が今回新たに導入さ
れるわけでございますが、これは最近の計量器に
係る製造技術、品質管理能力の向上を踏まえて、
一定水準の品質管理能力を有する製造事業者が製
造した計量器について検定を免除するといふ制度
でございます。したがって、検定の部分について
一部影響があるといふことは御指摘のとおりで
ございますけれども、先ほども申しましたように、
従来からの型式承認行為あるいは基準器検査と
いったものの、さらに加えて今回新たに計量標準
供給あるいは指定製造事業者の指定に係る品質管
理の検査が法定をされたところでございますので、
計量に係るこういう状況変化の中で、私ども、こ
の日本電気計器検定所は今後も引き続き国に準
ずる機関としての役割を果たしていくという期待
を持っております。

○大島委員 要するに、指定製造事業者を指定は
するけれども、今後とも、言ってみればその指導
監督機関としては日本電気計器検定所が当たる。
適正に公正に、中立性を保ちながら、指定製造
事業者というのがその製品の検査をしているのか
どうか指導監督に当たる、こういうふう理解し
てよろしいですか。

○川田政府委員 日本電気計器検定所が今後とも日本の電気計量に関する諸般の動きの中で中核的な役割を果たしていく、最も大切な役割を果たしていくという点については御指摘のとおりでございます。しかし、事業者に対する指導監督というような言葉になりますと、国に準ずる立場として高い立場からの適正な計量についての役割を果たしていくということについては今後とも変わりがございませぬけれども、一方で民間活力を活用した規制の合理化という点も踏まえての指定製造事業者制度の導入というものはあるわけでございまして、言葉の使い方ではございませぬけれども、中核的な役割を今後とも果たしていくということでは変更はございませぬが、検定制度についての規制の合理化は行われる、こういうことだと認識をいたしております。

○大島委員 今のお話でわかるのですが、これまで電気メーター、電力メーター等について論議をさせていただいていますが、日本電気計器検定所というものが日本の電力メーターの計器の検定をずっとやってきた。ところが、その検定所ではなかなか応じ切れないぐらいの市場が出てきたのでそれを民間の方に少しずつ委託をする、そういうのがこの趣旨だと思ふのです。その日本電気計器検定所というものが公的な機関に準ずる位置づけだというお話が先ほどありました。そして、大臣からの答弁で、とにかく消費者の方にそういう公正な中立性のある機関を通したと同じような形で商品が渡るように十分な配慮をしていきたいということであれば、私は現在まで日本電気計器検定所というのがやってきた役割をその地域に幾つかの製造所ができた場合にはそれは委嘱するけれども、それをだれが見るのだといったら国が直接見るということもできる相談ではありませぬ。そういうことから見ると、その地域のセンターとして計器の検定の相談窓口といえますか、事業所の方でも、困ったときにはあそこへ行けよ、あるいはその話を聞いてたまにはその製造所に行ってきたらとやっていますかと言う、そういう関係をどこか

でとらなかつたら大臣の言ったような形の運用にはならないのではないですか。そこら辺を明確にしないといふ、さあお願いしました、あとは中間的ですがそういうものではなくてまああやうていくのです、そういうあいまいな感じだとすれば、末端から消費者にわたる製品の品質保証というのには本当にきちんとしてくれるのかどうか。そこら辺の系統は、指令命令系統ではありませぬけれども、監督し、製品がきちんとしていくのだというのをどうやって国は、通産省は確認することを考えておられるのか。そのルートがちょっと見えないのでお伺いしているのですが。

○川田政府委員 電気の計量というのは非常に大切なものでございまして、私もこれは従来からも今後とも電気の計量が適正に行われることといたうのは大切なものとして守っていくことはいささかも変わりございませぬ。

そういうものを進めていく中でどういう体制で進めた方がいいかということではいろいろ議論をいたしておるところでございまして、その際に、先ほども申しましたように技術的、定型的な業務である検定業務につきましては、民間の品質管理能力が最近非常に高まってきておることなども考え合わせると、一定の品質管理能力がある民間事業者についてはこれを任せていいのではなからうか。その方がむしろ合理的かもしれないということ、ただ計量についてはやはり大事な型式承認とかあるいは基準器検査さらには先ほど来申し上げている標準供給とかあるいは指定製造事業者を新たに導入すると、やはりそれに対する検査が要るとかいうようなことについては国の分身である日本電気計器検定所の力を十分活用していきたい、こういうことは先ほど来申し上げているところでございますけれども、そのほかに私先ほど申しましたように、電気計器をめぐるいろいろなニーズというのは高まってきておるわけでございまして、電気計器検定所が有しておられますいろいろな潜在的力をひとつ拡充する、拡大する方向で考えてまいりたい、こういうふうに思っている

ところでございます。

○大島委員 いずれにしても、この日本電気計器検定所というものが、その地域社会、十六支部とありますがあるということでありまして、そういうところを中心として、その地域の電気計器の検定の、今中核というお話がありましたけれども、まさにその地域から生産される製品の品質の中立性、公正性を確保するための中核のものであるという位置づけで今後とも考えていきたいということでありまして、そういう位置づけでぜひ今後ともお願いしたいと思います。

それから、そういうことになってきますと、作業量というのが実際問題として出てくると思うのです。今までそういう作業をしていた、いわゆる検定の作業をしていたものが民間に委託されるということであれば、その作業量が減ってくると思いますが、その作業量というものをどういうふうに見ておられますか。先ほど、新しい役割を求めるといふ話もございましたけれども、トータルとしてどういふ作業量になる見込みなのか、そういう件についてお伺いしたいと思います。

○川田政府委員 この指定製造事業者制度の導入に当たりましては、製造事業者の品質管理体制の整備の状況について詳細な検討が必要でございまして、計量器ごとに施行の日から五年を限度として適切な準備期間を設けるということに相なっております。したがって、法改正をお認めいただきますと、そこからある一定期間、五年を限度というのはいさな長い期間かと存じますが、十分な品質管理体制の整備がどう進んでいくかということの見きわめがついていくわけでございまして。したがって、現時点で、どのぐらいの指定が現実に行われてくるか、品質管理の方法が一定の基準に達している事業者というのがどのくらい出てくるかというの、実は明確ではございませぬ。したがって、日本電気計器検定所の検定の面にどれぐらいの影響が出てくるかというところは必ずしも判然としないわけでございましてけれども、私どもとしては、五年を限度とする準備期間内の諸般の動きを見きわめれば、おのずと検定にどの程度の影響が出てくるかというのには判断するのではないかとおもうふうに思っております。片方で、業務の拡充というのとも同時に必要でございます。これは先ほど来申し上げているところでございます。そういったものが相まって検定所の業務量がどうなっていくかということに相なるうかと思ひます。

○大島委員 この新しい時代に対応した法改正というものももちろん重要であります。その法改正をしたときに、一体現実社会の中でどんな混乱が起こるか、どんな状況が想定されるのかということも十分考えて法施行はしなければいかぬと思うのです。したがって、今答弁がありましたけれども、五年という話でありましたけれども、いずれにしても、現在動いている機関に対する影響というものを十分考えて、混乱が起きないように状況を見ながら、わっとやるんじゃなくて徐々に、その機関の状況を想定しながら、状況を見ながら法の施行をしていくというのは、私は大変重要だと思ふのですが、そういう既存の機関の状況、混乱というものを十分想定しながら施行する、そういうことに理解してよろしいんですか。

○川田政府委員 先ほどもお答えさせていただきましたとおり、今後の準備期間というのものもあるわけでございまして。主としてこれは、製造事業者の方の品質管理の状況がどうなるか、そして指定を受けて以降がどうなっていくかということがポイントになるかと思ひますけれども、当然私どもとしては、既存検定機関がそれによってどういふ影響を受けるだろうかということも見ながら、いろいろな調査研究を続けていくということになるうかと思ひます。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、現在日本電気計器検定所が有しております潜在的力をいろいろ発揮してまいりますためには、何と申しましても、当事者の努力ということが必要側面が非常に大きくございまして。したがって、役員一体となつての業務拡大への努力というものが

も片方で必要かと思っております。そういうものも見ながら、私どもとしてはいろいろなことを考えていく必要があるだろうというように思っているところでございます。

○大島委員 それは当事者の努力というの、もちろんこれは一番基本だと思うのですが、いずれにしても、今回の法改正で、聞くところ、三〇%ぐらいの作業量が影響を受けるんじゃないかというのを懸念する声もたくさん聞かれます。そうなりますと、今のお話では当事者の努力と言いますが、やはりその法を施行するときの配慮というものがなければ、あなたのところで頑張るなさいよ、ごそつとやって、あとは穴埋めについては自分で努力しなさい、これは余りにもちょっと無責任な形になってしまふと思ひますので、ぜひそういう混乱が生じないように法を施行していくということ。そしてまた、もう一つ、お願いしたいと思うのですが、今働いている方々が、そういう意味で大変雇用不安というものを抱いております。これに対して、今のお話では自分たちで頑張れと言ふ。そんなことでは私は非常に不十分だと思ひますので、その法の施行とそれから雇用不安というものをどういうふうにとらえながら今後やろうとしているのか、そこら辺をもう一度お伺いしたいと思ひます。

(和田(員)委員長代理退席、委員長着席)
○川田政府委員 先ほど来申し上げておりますとおり、日本電気計器検定所、今までに非常に立派な仕事をしてきていただいた結果から生じている力というのは、非常に高い水準にあるわけでございます。したがって、新たな社会の情勢の中で、検定面の規制の合理化は行われまされども、国としては、新たな業務もいろいろお願いをしているわけでございます。計量標準供給業務とかあるいは指定製造事業者の指定の際の検査とかいうような、新たな仕事もお願いしているところでございます。さらには、持っております力を発揮して業務拡充ということをお願いいたします。私

としては、むしろ、現在求められているニーズから考えますならば、日本電気計器検定所の将来展望というのは、非常に拡大発展していける時点に今あるのではないかとこのように思っておりますのでございます。

もちろん、御指摘ございましたように、今回の法改正による影響につきましては、我々、諸状況を慎重に見守りながら、適正な運用に努めてまいりたいというように思っております。

○大島委員 なかなかこれは明確に答えづらいのかもしれませんが、先ほど大臣から、国民生活に不安を与えないように、混乱を生じないようにこの法の施行には十分注意していくという話がございました。私は、既存の機関についても、これまで一生懸命日本の計器の精度、あるいは国民の生活に影響するものについて一定の品質や精度を保ちながら努力してきた、そういう機関に対する不安を与えるようなことがあってはならないと思ひます。ひとつ大臣のこの法施行に当たる、既存の機関に対する雇用不安とかあるいは仕事上の不安なんかが起こるようなことがあってはならぬと思ひますので、どういふ決意でこの法を施行されようとしているのか、そこら辺についての御所見をお伺いしたいと思います。

○渡部国務大臣 御心配のないように対処してまいります。

○大島委員 心配しなくていいような体制を、今してまいりますということでもありますので、ぜひ今の大臣の答弁の趣旨に従って、この既存の機関に対する配慮をしながらの法施行をするというふう

に理解をしたいと思ひます。
それから、この法施行をいたしますと、いわゆる大きな企業と中小企業があるわけですが、その企業間の格差というのが出てくるのじゃないか。ある機関は指定製造者に指定されて、あるところは指定製造者にならない、そうすると、どうもいわゆる企業競争、企業間の自由競争の間に格差が出てくるのじゃないかという心配もあるのです。こういうものに対してどういふふう

に考えておられるのか。また、この中小企業に対する配慮からも、これまでどおり日本電気計器検定所に依頼をしなければならぬという危惧があるわけでありますから、そういう中小企業に対しても、どういふこれからの企業間の格差がでないような配慮をしようとしているのか、そこら辺に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 まず、指定製造事業者制度を導入するわけでありまして、この指定製造事業者制度は、先ほど来御説明申し上げておりますように、一定水準の品質管理能力を有する事業者であります。大企業であらうと中小企業であらうと全く差別なく指定を行う制度でございます。その指定基準となりますところの一定水準の品質管理というのは、これも先ほど御説明申し上げましたとおりでございますけれども、具体的に製造工程ごとの製品の検査、最終段階における基準等を用いました最終製品検査、不合格品の適切な処置、検査記録の保存といったものを予定しているわけでございます。これらはいずれもちゃんと仕事をやっていただく中小企業であります。特に対処が困難であるというような事項は含まれていないというふうに考えておるわけでありませう。

それから、他方、指定製造事業者としての指定を契機といたしまして、最新の検査設備の導入を必要とするということも出てくると思ひます。そういう品質管理体制の整備に積極的に取り組もうとされます中小企業に対しては、中小企業金融公庫の融資でありますとか、そういった既存の中小企業施策がたくさん用意してございますので、こういうものを積極的に活用していただければというふうに考えておるところでございます。それから、そういった配慮から、地域的な配慮もすべきではないかという御指摘があったと思ひますけれども、計量制度は国の規格をなす基本的な制度でございますから、御指摘のとおり、計量法に基づきますような業務については、中小企業を初め国民一般がその便益に浴するべきである

というふうに考えているわけでありませう。そのために、日本電気計器検定所などの政府の関連の機関におきましても、各地に支所を設け、現に利用者の利便を図っているところでございます。また、全国の都道府県には計量検定所が設置されておりまして、それぞれの地域に対する行政サービスをきめ細かく行っております。今後ともこういった政府関連機関あるいは都道府県の施設、市町村の施設等々活用していくことによりまして、国との連携を一層密接に行いながら、計量行政というものが広く全国国民一般に浸透するように努力をしてまいりたいと思ひます。

○大島委員 時間が迫ってまいりましたが、あと二つほどお伺いしたいと思います。一つは、この指定製造事業者制度における検査というのは全数検査なのかということ、それからあと、一回使用した計器の定期的な検定があると思ひますが、その期間を一年、三年から二年にというふうな話が先ほどございましたけれども、そういう検定の結果というものをどういう形で公表し、行政、国民へ知らせるような努力をされようと思ひますのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 指定製造事業者制度における検査は、これは指定製造事業者の製造した計量器につきましては、原則として全数検査及び検査記録の保存を義務づけていきたいと思っております。なお、計量器の検査の具体的方法につきましては、計量器それぞれの特性もございまして、そういった特性を踏まえまして、計量器ごとに具体的な方法でありますとか基準を定めていくことになると思ひます。指定製造事業者制度は、先ほど来御議論のございましたように、国の検定にかわるものでありますから、その信頼性が万が一にも損なわれることのないように、適切な方法、基準を国の方で定めてこれらに対応していくことが大事であるというふうに考えておるわけでありませう。
それから、そういう意味では、計量行政が信頼

されるようにいろいろPRというか、状況を随時フォローしていくことも大変大事だと思っております。そういう意味で、都道府県等におきまします検査の実施状況とか、あるいは定期検査結果等についても都道府県の方から随時私どもが聴取するとともに、必要に応じて立入検査制度を活用いたしたり、報告徴収制度を活用いたしたりして、直接に製造事業者のところの実態を把握することも可能になっております。そういうことで、そういうあらゆる仕組みを活用しながら、通産省といたしまして、計量法の施行状況について実態把握に努め、適正な実施が行えるように確保していきたいと思っております。

仮に、例えば検定の不合格の多いような事業者がありましたら、それについては積極的な改善指導を行う、そういった行政的な対応も適切にやっていきたいと考えております。そういった結果を、例えば統計資料等で整理をして公表したらどうかという御指摘もあったかと思っておりますけれども、そういう点も踏まえまして、国民に検定制のあり方を十分に理解していただくようなことをいろいろ知恵を絞っていきたいというふうに考えます。

○大農委員 実とは文部省に、本来は、教育に対する、いわゆる受験ですとかそういうものに対する単位系の変更に伴う影響等についてお伺いしようと思つたのですが、時間がなくなつてしまいました。福島中学校校長には大変申しわけないのですが、次回にいろいろまた御質問させていただきます。

大変ありがとうございました。

○武蔵委員 和田貞夫君。

○和田(貞)委員 限られた時間でございまして、質問の方もひとつ簡単にさせていただきますので、答弁の方もできるだけひとつ短く、わかりやすくお願いしたいことを前もってお願ひしておきたいと思ひます。

今回のこの計量法の改正というのは大改正でございまして、計量行政審議会の答申に基づいてな

されておるわけでございますが、この計量行政審議会答申の「第十 その他」の項で、「国、地方公共団体等の役割」、「計量行政審議会の委員の任期」、そしてその次に「わかりやすい計量法への努力」ということが書かれておるわけですが、い

般の国民の方には関係深いところを十分に御説明をし、また、一般の国民の方には直接必ずしも関係ないけれども業界等で非常に関係の深い技術的な問題等についてはそういう対応ということで、い

わばかりやすい計量法への努力がこの法改正にどのように生かされておるかということが私はま

お、そういうことも考えまして一年半の施行期間をとってまいりまして、その間にできるだけPRに努めてまいりたいというふうなことを考えておる

○熊野政府委員 先ほど来申し上げておりますように、計量法は規制の内容が非常に専門的であり、また技術的な面も多々ございしますので、今回の法案におきましても計量器の技術基準を初め、技術的な事項でありますとか手続的な事項については政省令へ委任をしております。これは、技術革新が大変速く進むわけでありまして、こういった技術革新の進化的な確に

計量法の体系は複雑で、関係政省令を含めれば数千条に及んでおる、そのためにわかりにくいという批判があった。「計量法は、商取引、国民生活の安定という広範な目的を

は当然のことでございますが、私がお尋ねしておるの、この答申に基づいてできるだけわかりやすい、できるだけ簡単な法律になっておるかどう

な、政省令に委任するうちで重要なものにつきましては、その改廃に当たりまして計量行政審議会に諮問することになっております。したがって、その諮問の段階におきましても計量行政審議会の委員の御意見等を踏まえ、また委員の中には計量そのものの専門でない例えば消費者団体の代表の方々も入っていただいておりますし、あるいはマスコミの代表といった直接に計量の専門家ではないけれどもそういう方々からも御意見をちょうだいしてわかりやすい政省令をつくっていくこ

すように、わかりやすい法律にすることが何よりも重要であるというので、私どもとしてもそういう立場から法律改正作業を一生懸命行つてきたところでございます。そういう観点で、例えば全文改正という形をとりまして条文の整理でありま

と、あるいは附則の次で附則というのがあるという点、附則として三十七条に縮小されておるといふこと、これは確かにその面では評価されるわけ

○和田(貞)委員 確かに、言われたように政令、省令にゆだねざるを得ない、そういう面もあるということは十分わかっておるわけですね。しかし、私が言っているのは余りにも多いということ。しかも基本にかかわるところが、従来本則の中にうたわれておったのが政令にゆだねる、省令にゆだねるというふうなことになる、これは法案の作成の基本が国民向けのものじゃなく、いわゆる役人向けのものになって、法律の立て方というの

計量法の体系は複雑で、関係政省令を含めれば数千条に及んでおる、そのためにわかりにくいという批判があった。「計量法は、商取引、国民生活の安定という広範な目的を

は当然のことでございますが、私がお尋ねしておるの、この答申に基づいてできるだけわかりやすい、できるだけ簡単な法律になっておるかどう

な、政省令に委任するうちで重要なものにつきましては、その改廃に当たりまして計量行政審議会に諮問することになっております。したがって、その諮問の段階におきましても計量行政審議会の委員の御意見等を踏まえ、また委員の中には計量そのものの専門でない例えば消費者団体の代表の方々も入っていただいておりますし、あるいはマスコミの代表といった直接に計量の専門家ではないけれどもそういう方々からも御意見をちょうだいしてわかりやすい政省令をつくっていくこ

したが、重要なことは、法律の施行に当たりまして内容をわかりやすく説明し、特に一

いたしたい。

る、そういう法案の立て方じゃないかということ

を私は指摘したいわけでありませう。しかし出てきた法案であるわけですから、今局長がお答えになったように政令、省令も計量行政審議会の相談を得てできるだけわかりやすいようにしていくというところは結構なことだと思いますので、そういう面に当たりましては消費者の皆さんやユーザの皆さん、あるいは学者の皆さん、実際にこの法律を使いこなすことができるようなことになるようにそういうそれぞれの立場の人たちの意見を十分に聞いた上で政令、省令の作成に当たっていただきたいということを一つはお願いをしておきたいと思っております。

法案に対しては苦情ばかり言うたりけちをつけるということだけじゃないわけですから、今回で、評価をすべき点はやはりあるわけですね。今回は特定計量器というように名称が使われておりますが、従来計量器については登録制であったのが届け出制というように行政の面で簡素化されておる面、あるいは特定計量器を製造する事業者に対しては検査を行う義務、現行ではなかったのが検査を行う義務というのを課しておるという点、あるいは違反者に対しては、これも現行法でなかったのが改善命令を行う措置を法文化してあるという点、あるいは販売事業者についても遵守事項を法制化しておるという点、これも現行になかった点であります。そういうように現行よりもやはりいいところもあります。これは評価したいと思っております。

ところが、そういうようなことをたどってまいりますと、現行よりも具体的に悪くなっているところ、先ほどの政省令以外の問題として挙げさせていただきます。例えば現行の百四十一条で、定期検査のことについては、いわゆる法定計量器の定期検査は市の区域内については年に一回、市以外の区域については三年に一回というように法律の中で明文化されておる。それが今度の改正案では政令というようにことでゆだねておるために、一体何年に一回検査をするのかということが法律の本則を見る限り明らかでないというよう

な、そういう点がございませう。あるいは計量単位が、今回は国際単位と非国際単位に条文を分けておられますけれども、現行法では計量単位というのはという定義、その定義を本則の上で明らかに規定しておる。ところが、肝心なものの計量単位というのを法文に書かないで、これも政令の中にゆだねられておる。法律を見る限り計量単位というのは一体何だということとはわからない。こういうような点は、これは愚痴を言わざるを得ないわけですね。余りにも政令、省令が多いということだけじゃなくて、肝心なもののこういうようなところを政令、省令にゆだねておるという点は極めて不親切じゃないか。答申に基づいたわかりやすい法律に改正しなくちゃならないにもかかわらず、これが非常に答申どおりになっておらないということとを私はあえて指摘したいわけでありませう。

そういうことばかり言っておりますと、時間がもう大方半時間近くたってまいりますので、ほかのこともやはりおしゃべりをしたいわけですから、次から一つお尋ね申し上げたいのは、現行省令では非国際単位の使用状況、あるいは国際単位の統一に向けて、これを一体その使用状況の中で、これからどういうように具体的に統一に向けて進めていくというところのこととをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○熊野政府委員 ただいま和田委員の御指摘のございました、計量単位が法律でわからないというところであったのでありますけれども、ちょっと御説明をさせていただきますと、法律第二条におきまして、「この法律において「計量」とは、物の状態の量を計ることをいふ」「計量単位」とは、計量の基準となるものをいふ」ということで、例えば「物の状態の量」というのは、長さでありまして質量でありまして時間でありまして温度でありまして、それから電圧とか、あるいはいろいろな、放射線の放射強度でありますとか、そういうものを物の状態の量としておりまして、それに対応する計量単位は、例えば長

さについてはメートルというところまでは法律の別表に書かれてあるのをごいいます。ただ、ではメートルというのは一体どういう定義にするかというところは、技術的にも大変難しいところがございますし、現に時々、非常に正確に申し上げますと国際的にも定義自体が変わっていったりしているわけでありませう。そこで定義は政令に任せていただいたわけでありまして、長さという物の状態の量、その計量単位はメートルである、あるいは質量という物の状態の量、その計量単位はキログラム、グラム、トンとするというふうに法律の中で定めさせていただいておるわけでありませう。

そこで、そういう単位を、いわゆる非SI単位からSI単位の統一へ向けてこの法改正をお願いしているわけでございます。どういう進め方をしていくかという御質問でございますけれども、いろいろ現在これを二十八単位につきまして漸次法定計量単位から削除していくわけでありませう。それにつきまして、それぞれの使用頻度でありませうと、計量機器の耐用年数等々あるいは使用の実態等に対応いたしまして、三年組、五年組、七年組という猶予期間を設けて、その間に漸次そういう非国際単位を法定計量単位から削除していくことになっていくわけでありませう。それで、そういったものを法律とあるいは省令等によりまして、この間に漸次政府部内関係省庁と協議しながら、改正等をしていくつもりにしておりますけれども、現時点では法律でそういうものが使われておりますのは二法令でございます。それから政省令は約二十ぐらいの政省令にそういう関係のものがあると承知をしております。

いずれにいたしましても、その実施に当たりましては、関係省庁、それからそれを使います国民の皆様あるいは特に専門的なものにつきましては関係業界の皆様にも十分御理解をいただきまして、順次そういうことを進めていきたい、こういうふうに考えております。

○和田(貞)委員 念のために一つお尋ねしたいんですが、現行省令で今お尋ねいたしましたような

非国際単位を使っておる法律は、通産省だけでなく、他省庁も含めて二本しかないんですか。

○熊野政府委員 私どもが調べたところによりますと、現時点でわかりましたのは、法律では高圧ガス取締法、電気事業法という通産省の法律が二法令でございます。それから、政令の関係で申し上げますと、通産省関係の輸出入貿易管理令、それから他省庁の建築基準法の施行令でありますとか消防法の施行令とか、そういった他省庁のものを含めまして二十の政省令があります。それからその中にダブって使用されているものがございますから、使用例でいきますと約三十ぐらいの使用例があると思っております。いずれにしても告示とか細かいところについてはまだ調べておりませんので、詳細はこれから把握してまいりたいというふうに考えております。

○和田(貞)委員 そうすると、統一作業の完了というのには極めて時期が早くできますね。

○熊野政府委員 先ほど申し上げましたように、非SI単位を削除してまいりますのは、それぞれの特性に応じて三年、五年、七年という期間を設けておりますし、法の施行までに一年半の施行期間を設けておりますから、その間に順次対応をしていく必要があると思っております。十分それは対応できるというふうに考えております。

○和田(貞)委員 それでは、それで結構でございます。

今回のこの検定制度の見直しに伴って、先ほど大島委員の方からも例えば電検の方に影響がある点をとらえて十分に議論をしておられたわけでございますが、やはりこれは各般にわたって影響を及ぼすということになりはしないか、こういうふうに思うわけでありませう。今回特に指定製造事業者制度というのが創設されることによりまして、すべての届出製造事業者が指定製造事業者になれるのかないのか、おのずから分かれてこようと思うわけでございますが、全般的に見てこの業界というのは中小企業が非常に多いわけなんです。そうすると、その資力も人材も十分

でないというところが指定製造事業者から取り残されていく。そうすると、従来はすべてが

指定検定機関で検定を受けておったのが自前でできるころはできるということになりますと、例えば同じように用意ドンで製造しておっても指定製造事業者の完成品とそうでない届け出の事業者の完成品とが検査の日付が違ってくるというような点で、市場にその製品が流れたときに、消費者の手に届くときにおかしいな、どうかなのというようなことで、指定を受けない届出事業者に被害を与えるとかあるいは損失を与えるとかというようなことになるはいかないかということを憂うものではないですが、そういう点があるのかないのか。もしも万が一そういうことがあるとするならば、指定を受けられない製造事業者に対してはどのような支援策を含めた対応を考えておるのかということをお答え願いたいと思います。

○熊野政府委員 指定製造事業者制度と申しますのは、先ほど申し上げましたけれども、一定水準の品質管理能力を有する事業者でありますならば何ら企業規模に関係なく指定を行うことにしておりますので、中小企業であるからといって不利な取り扱いを受けることはあり得ないというふうに考えておるわけであります。

公庫の融資制度等を積極的に御活用いただければ
 と思っているわけであります。

他方、例えば非常に数が少のうございまして、一
品生産で行うような計量器もございます。そうい
うものについて一般的に指定製造事業者制度を受
けるのは面倒であるとかそういうこともあり得る
わけでありますけれども、今回の法改正におきま
しても、毎個検定の制度は引き続いて残してあるわ
けでございますから、指定製造事業者の指定を受
けないで一個特定のものについて検定を受けると
いう対応も中小企業によっては可能ようになって
おりますので、そういう対応をしていただくのも
ケースによっては一案かというふうに考えてお
るわけであります。

○和田委員 九十二条によりますと、届出製造事業者の中から指定をして指定製造事業者にするというその指定の基準というのは、これまで通産省令にゆだねておるわけでございますので、どういう基準かということは定かでないわけであります。しかしその基準に基づいて指定されるわけでございますが、この計量器の検定というのは我々市民にとって、国民にとって、計量器というのは私たちが消費者の生活を守っていくということとを原則にして今日まで行政が行われてきたというように思っておるわけです。それが指定製造事

業者によって内部的に検査するというようなことで、検査の結果万が一不良計器が市販に回って消費者が被害を受ける、そういうようになった場合に救済策というのは考えておるのかということが一つ。そして今回の改正によりまして、従来から基準器検査、型式承認、検定行為は一元化した行政が行われておったわけですが、これが崩れることになる、そこに何か問題が起こってこないかという二つについてちょっとお答え願いたいと思います。

準に適合すること、その品質管理の方法につきまして都道府県知事、日本電気計器検定所の検査

あるいは指定検定機関の調査を受けることを指定の要件としているわけでありました。したがって、そういう前提を受けて指定製造事業者になりまして、なった後も今度は製造する個々の計量器の適正を担保するために、その計量器が通産省令で定めるところの技術上の基準に適合して、かつ器差が検定公差を超えない、それから原則として全数検査をいたしましてその記録をちゃんと保管することということで、万が一にも不良ものが市場に出回らないような対応をしているわけでありました。

しかしながら、それだけでは必ずしも一〇〇％でないということで、随時報告徴収を行いました。あるいは立入検査を行つて指定製造事業者の実態をフォローしていくという仕組みも設けているわけでありませう。それでも万が一にも不良品が出ました際には、当然立入検査もいたします。その上で改善命令を出すなり、あるいはそういう改善命令等に対応しないというようなことになりましたら、九十九条に基づきまして指定製造事業者の指定を取り消すというようなことになろうと思ひます。

こういった各面の法制によりまして指定製造事業者の製造する計量器の適正は十分に担保されるというふうに考えております。また、私どもそれから都道府県等と協力をして十分な監督体制をやっていくれば御懸念のようなことは生じないように対応していけるというふうに考えているわけでありまして。

○委員長退席、竹村委員長代理着席
○和田(真)委員　せっかく法が改正されて消費者に被害を与えるということのないように、万々その面での監督指導というものをひとつ強めてもらいたいということを申し上げておきたいと思うのであります。

うむるとか、あるいは倒産をするとかいうようなことのないように、これらの業者は、今日まで計

量行政について、あるいは日本の産業の発展について、あるいは消費者の生活を守るといふ、そういう立場に立って貢献をしてまいった業者であるわけでございますから、この法の改正によってそういうことのないように、万が一そういうような資金面や人材不足によって大きな格差が生じてきて、そして大変なことになってくるというような問題が起こってくれば、ぜひとも支援策を含めて十分な対応を図っていただきたいということを、この機会にひとつ意見として申し上げておきたいと思うわけでございます。

その次に、計量器の生産に当たっておる中小企業の方々に、そういう対応策を考えていただきたいということを今意見として申し上げましたが、法の改正に基づきまして、これは大企業も中小企業も、あるいは個人事業者もあるいは一般市民も、いわゆる法律の改正の影響を受けるわけでございますが、特に中小企業者のユーザーの皆さん方が、従来使用してまいりました計器が変わるわけでございますから、その交換等をやらなくてはならぬ。そういうことで、安価な計器の場合は、高価な計量器と交換しなくてはならぬ、こういうふうになった場合に、その円滑化のために中小企業に対してどのような対応を考えておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○熊野政府委員 今回の計量単位の改正に当たりましては、中小企業業者の御意見、あるいは中小企業業者団体からもヒアリングをいたしましたり、あるいはアンケート調査等をいたしまして、十分に御意見をお聞きをして改正作業を行ってきたところでございます。

また、今回のこの計量単位の改正に際しましては、国際単位系以外の計量単位を付しました計量器を現に使用しているユーザーが、当然円滑に対応しなければいけないので、そういった計量器の

耐用年数でありますとか、あるいはその計量単位がどのくらいの頻度で、非常にたびたび使われるものかどうかといった使用頻度等を考慮して、先ほど来申し上げておりますように、三年、五年、七年という猶予期間を定めているところでございます。したがって、こういう猶予期間の間に順次新しい方向に対応していただけるようにということで、この期間を定めたわけであります。

また、場合によっては、計量器を新たな単位に合わせるように調整しますとか、あるいは換算表を整備して対応するとか、あるいは物によっては計量器の買いかえ等を行う必要があるかと思えますけれども、そういう際には、中小企業者におかれましては中小企業金融庫の融資を御利用いただければいいかというふうに思っております。それから、特別償却の対象にもなっております。

いずれにいたしましても、そういったことをま
ず十分に御理解をしていただいで、早目にそうい
う対応をしていただく必要がありますから、その
ためにはやはり改正内容等を十分に御理解をして
いただくよう、的確なPRをやっていくことが大
事ではないかというふうに思っております、パ
ンフレットの配布、講演会等々、あらゆる機会を
とらえて周知徹底を図っていきたいと思ってお
ります。

○和田(員)委員 計量器の検査実施の状況をこの資料に基づきまして拝見いたしますと、検定対象計量器はいろいろ種類があるわけでございますが、量からいうと、簡単な計量器を含めまして、何といっても都道府県が実施しておる検定個数というのは圧倒的に多いわけなんです、しかし大卒な計量器の検定は、何といっても日本電気計器検定所、先ほど大島委員も話しておりましたように、この日電検というのは圧倒的にこの検査が多いわけであります。

したがいまして、日電検だけじゃございませんけれども、特に日電検がこの法の改正によって大きな影響を受けるという結果になる。先ほどの議論を聞いておきますと、それはやむを得ないこと

であって、日電検自体が創意工夫を施して収入を上げていくようにやるということもどうだということを書いておられたわけでございますけれども、法を改正して、そして収入が減ってくれば、おまえら努力して勝手にやれ。これはちょっとそのままだけだないというように私は思うわけなんです。

だから、日電検が今日まで果たしてきた役割
先ほど部長も明瞭にお答えいただいたておった。法
の改正がなされて、民間の方に、いわゆる指定製
造事業者の方に検査の実務というものをゆだねる
ということになつても、やはり日電検のノウハウ
というものを十分に活用しなければいかぬ。ある
いは、それらもなお、今日までもそうであつた
けれども、それ以上に、新しい技術の開発等につ
いて、日電検が頭つていかなければならぬ。こ

いて巨額株に燃ついていかざるを得ないといふことも言っておられたわけなんですね。ただ、収入の面だけ勝手に努力してやったらいいんだということとは、どうも私はあの質問を聞いておって、いたただけないと思うのですが、もう少し人情味のあたる、原因をつくったのはあなた方なんですから、ね。だから、具体的にそういう収入減については、こういうこともひとつ考えているんだというようなことを一言あつてしかるべきだと私は思うのですが、どうですか。

○川田政府委員　お答え申し上げます。

先ほど来申し上げているところで、繰り返しになる部分もあって恐縮でございますが、今回の法改正によります指定製造事業者制度の導入によりまして、検定という業務がある程度合理化する可能性というのは否定できないことだと思っております。

しかしながら、電気計量の根幹となるいろいろな仕事は今後もこの検定所に続けて担当していただくわけでございますし、今回の法改正では、さらに精密計量に対応した計量標準供給あるいは指定製造事業者の指定の際の品質管理の検査というのが新たな業務として法定化されたところでもあります。電気計器をめぐるいろいろな状況変化というのは非常に大きいものがございます。先ほ

ど私エレクトロニクス化というのも一つ申し上げました。こういうことで、現在までに電気計器の検定等の業務を通じて高い技術水準を有するに至っておりますこの検定所が、こういう状況あるいは法律改正の中でひとつ積極的に対応していただいで、今後とも業務の一層の効率化、活性化を図っていただいで、事業の健全な発達が図れるように我々も期待しておりますし、そのために必要があれば応援もしてまいりたいと思っております。

○和田(眞)委員 これからも積極的に日電検を十分活用していかなければいけないのだから、ひとつ温かい眼で見詰めていただいて、協力を惜しまないという態度で接していただきたいということを強く申し上げておきたいと思うわけでございます。

計量行政は、計器の製造、それに伴うところの検査、検定、そして消費者にできるだけ迷惑がかからないように公正な取引、公正な尺度で公平を期して行く、そういう計量行政も一つでございますが、もう一面は、計量器を使って消費者がそれに満足しておるか、消費者に十分公平を期する商取引が保証されておるかというような監督指導、立入検査を含めたそういう計量行政というものも、もう一面あるわけであります。

昨年度の東京都の計量検定所の資料を拝見いたしましたし、さらには国民生活センターあるいは全国の各都道府県の消費生活センター、いろいろと消費者からの苦情が寄せられる中で、小売業の商品量目不足の苦情が案外多いわけです。これは計量器によるところの計算間違いではなくて、私自身が経験したわけでございますけれども、ある百貨店へ私は文房具を買に行ったわけです。こぼ貨店へ私は文房具を買に行ったわけです。何品かを出したらカチャカチャとやった。私は割合計算が得意でございますので、持っていたものは大体頭に入っております。レシートを見ますと金額が違うのです。少なかったら黙っておりますが、多いわけなんです。よ。(笑) これは文句を言わなければいかぬということで文句を言いま

したら、非常に申しわけないということで、打ち方というのが間違っておったわけです。

計量器もやはりはかり方というのがあるわけです。升をこまかしたら目がつぶれるよというふう
に私たちは子供のときにお米屋さんや塩屋さんの
ところでよく言われたわけですね。そういう量目
不足というのは、小さな店舗じゃなくて大型の
スーパー、百貨店というところにかなり量目不足
があって、市民の苦情がそういうふうに寄せられ
ておる、こういう資料が出ておるわけです。

確かにその原因というものは、風袋量を全く無視しておる、あるいは自分が店で使っておる機器の余りにも過信し過ぎであるというところから起こってきておる問題であるわけでございますが、そういう苦情というものが出てこないために、そういう計器を使って、機器を使って販売をしておる小売業には、やはり大型店を含めて十分に指導、監視、監督をやるという行政をこの法の改正に伴ってやっていく必要があるのではないかと。何も簡素化していくということだけが能ではないくて、市民の生活、消費者の生活を守っていくためにはそういう計量行政というものは強化すべきである、私はこういうふうに思うわけでございますが、お答えいただきたいと思えます。

○熊野政府委員　計量法におきましては、お肉でありますとか野菜とかお魚といった消費生活に大変関連の大きい物資につきましては、一定の誤差、これを量目公差と呼んでおりますけれども、一定の誤差のうちに計量をしなければいけないということを義務づけております。ただ、それにもかかわらず、必ずしもそうでない結果が立入検査の結果等に出ております。例えば、非常に多いケースでございますけれども、必ずしも悪意はないけれども風袋を引き忘れるといったケースもあるわけでございます。

そういうことでございますので、立入検査の制度を活用いたしまして実態を把握すると同時に、そういった業者に対しましては改善指導を行うとか、あるいは計量関係団体を通じて商店街の

皆様方に対する研修会といったものを行って、正確計量の思想の普及に努めているところでございます。

今回の改正におきましても基本的に同じような規制を引き継いでおりますけれども、さらに一層それが円滑に行われますように、量目違反に對しては、現在法律上は罰則しかなかったわけでありまして、今度は、その前に法律上の勧告とか公表とか改善命令といった手続もつくりまして、罰則の適用までいかないでも、法律上の改善命令あるいは勧告、公表といった制度も使いながらより実効のある取り締まりと申しますか、量目不足といった事態をなくするような措置を講じていきたいと考えております。

○和田(貞)委員 時間がありませんで、意見だけ申し上げておきたいと思うわけでございまして、水道のメーターそれから電気のメーター、ガスは液体とかいろいろでなんだろうと思うのですが、電気と水道というのは統一的なメーターにしていることが可能ではないかと思うわけでございまして。きょうは時間がございますので、議論はまたの機会に譲りますが、ぜひとも検討課題にしていくなさるべきではないか、こう思うわけでございします。

それからもう一つの意見は、今一生懸命に機械産業局長にお答えいただいてこんなことを申し上げるのはいかがかと思いますが、従来、消費者に近い行政というのは、例えば消費経済課、消費者の苦情を受けた訪問販売などを主管しておる課です。これは消費者の行政に非常に近い計量行政だ。これが、消費者の行政に非常に近い計量行政だ。これは機械情報産業局の所管になっておるのかというのがちょっとわからぬ。あわせて、これだけ大事な行政だということも言いがた、機構を見てみたらその長は課長じゃなくて室長なものです。これもちょっとわからぬ。時間があるませんので、そういう疑問を持っておるという私の考え方はひとつ参考にしていただいで、そういう点はまた時間がありましたら別の機会に議論し

てみたいと思うわけでございます。

最後に通産大臣の方にお答えいただきたいわけでございますが、十分な議論はできませんでしたが、極めて遠慮ぎみに質問させていただいたところでございます。

今回の法改正に基づきまして、ユーザーや消費者への周知、普及の徹底というのは、一日たりとも計量というものがなくては生活はできないわけでございますから、先ほども局長言われておりまして、法が改正されればわかりやすい資料に基づいて周知徹底するというのがぜひとも必要ではないか。

それから、これも先ほど申し上げたわけでございますが、既存の検定機関、特に日電検に与える影響というのは非常に多いし、各自自治体の検査機関の職員に与える影響もまた非常に大きいわけなんです。そういうような点についても、この法の改正によってどうするかということもぜひとも考えてもらわなければいかぬ。

あるいはこの法の改正によって新しい機器に取りかえる、交換する、そういう場合のユーザーである中小企業者に対して、先ほどもお答えいただきましたが、十分な配慮をいたさなくてはならない。

そして、貨幣制度と同じく現在の生活の基本になる法律だということも自負しておられるわけでありまして、それであればひとつそれなりの、今日まで果たしてまいりました計量器産業界の、特に中小企業、法の改正によって指定を受ける届け出業者と指定を受けない届け出業者の格差が開いていて、そして損失をこうむるというようなことのないような対応策というものもぜひとも必要であります。

あるいは、先ほども申し上げましたように、計量行政の緩和面というものは必要でございますが、さりとて市民の生活を守る、消費者の生活を守るということになるならば、検定、検査というものを厳格に置く、あるいはソフト面の計量行政というものをもう少し積極的に行って、少なくと

も消費者の方から量目不足等によって苦情が出てこないような、そういう配慮をこの法の改正によってぜひとも強く要請したいと思うわけでございます。これらの点についてひとつ通産大臣の決意のほどを伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○渡部国務大臣 和田先生の御質問、また政府委員の答弁、今聞かせていただいておりますけれども、大変重要な御指摘を幾つかちょうだいいたしてまいります。まさにこれは我々の毎日毎日の生活、また消費者にとつて、販売者にとつて、生産者にとつて公平で安心して暮らしていくために極めて重要な尺度、尺度というところ、これ法改正したことにならないわけでありまして、これも、(笑) こういうふうな非常にこれは難しいもので、先ほどからわかりやすくしなければならぬ、これはもう本当に当然のことです。ところが、役所のつくる法律というのは、私たちがわからなかったことでも、法律になると、読むとわからなくなるのが普通役所の法律でありますから、複雑多岐にわたる専門的、技術的な大変な法律を全文改正によってできるだけわかりやすくつくったこの努力も先生に御理解を賜りたいと思ひます。

また、先生から御指摘の、この機関で働いておられる方が安心してこれからまた新しい仕事に希望を持っていたら、またこの法を成立させていただいた後は国民生活公平に、さらに新しい時代のニーズに対応していくように、先生のきょうの御趣旨を十分に尊重して今後対応してまいりたいと存じます。

○和田(貞)委員 終わります。

○武藤委員長 午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後零時三十三分開議
○武藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。後藤茂君。

○後藤委員 大臣にまずお伺いをしたいのであります。計量法の法律を読んでみますと、目的の定義に、「計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保」する、こういう目的の規定があるわけですが、計量の基準を定めようとするのは、後ほどまた質問の中で触れてみたいと思うのですけれども、国際度量衡の総会で、学者や専門家あるいは技術者が長年にわたって議論をしていきながら国際統一基準というものを計量の単位について決めていく、こういうことでありますから、これは私も素人がその単位呼称をいいたか悪いか、おかしいとかおかしくないとか言うことは、こちらにそういう知識もないわけですから大変難しいと思うのです。

この計量法、非常に分厚い法律でありますけれども、これを見ておきますと、こうした計量の基準を定めていくということ、それから適正な計量の実施を確保する、これはやはり私は、その基準を定めたものが、これが実施をされていく場合に、経済的に、社会的に、国際的にどういふ影響を与えていくか、それに対して法律でどういふ枠組みをきっちりと整理をしていきながら、時間がかかるものは時間をかけていくし、直ちに実施をするものは実施をしていくし、いずれにいたしましても、適正な計量というものは進めていかなくてはならぬわけでありまして、このことについてはやはり立法府の大きな責任であると思うのです。これが現在と云うたらおかしいですけれども、二つのことがこの中に規定をされておりますので、どうも読んでみておりまして非常に混乱をしてくると思います。大変扱いが難しい、そういうように私には実は読めるわけでありまして、そこで、たしか五十三年度の計量法の改正のときに私はこのことも申し上げて、どうだろうか、少し法律案の整理をしてみたらどうか、つまり技術的に、先ほども言いましたように国際的な総会において十分に議論をしていて、そしてメートルであるとかあるいはグラムであるとかリットルであるとかというものを決めていく、もっと難しい

言葉がいっぱい出てきておりますけれども、これはこれとして大きく問題がなければそれはもちろん立法化するなら立法化するとして進めていく、それからそれが与える影響あるいはそれを実施する上における問題点、こういうものを法律でできちっと整理していくというような二本立てにするか何か法の整備をしていかなければならないのか、あるいは、国民の皆さん方にも、あるいは、こういう経済界におきましても大変わかりにくいということがあるのではないか、こんな問題意識を持っていますのですけれども、大臣、今度計量法の改正案を提案されました勉強されて、この点についてどういうお考えをお持ちであるか、まず最初にお伺いをしておきたいと思います。

○渡部国務大臣 御指摘の計量法、これは我々の生活にとって極めて重大なものであり、しかもこ

れが正確に、公正に行われるということが国民生活にとって極めて重要。私、今先生の話を聞きながら思い出しておつたのは、昔悪い政治の代表とされたのが、悪代官が升を農民から米を取り立てるときにごまかすとか、あるいは私は東北でありますけれども、太閤検地というもので東北の農民が苦しめられた歴史が残っておりますけれども、そういう意味で、計量法というのはまさに重要な法律でございます。これが度量衡制定以来百年の歴史を今年は迎えたわけでありますけれども、この間何遍かの改正が行われ、また変遷が行われ、また経済、生活のニーズも変わっていくに従ってさらに複雑になり、専門的になり、技術的になり、昔は土地の広さをはかるとか物の重さをはかるとか、これが今ではガスとか電気とかこういうものの測定が生活に最も深いかわりのあるものになってきたとか、非常に大きく変遷をいたしてまいりまして、この百年を記念して、国際化の中に生きていく、新しい時代のニーズの中で生きていく、国民生活を公平、公正にしていくために、今回大変な苦勞をして改正法案をまとめたことは、先生に御理解をいただけたと思います。

先ほどからの質疑でもこれは、わかりやすく、

わかりやすく、こういう話であります。これも全くそのとおりでありますけれども、まだ私などの過去の固定概念というものが、一遍に捨ててしまふというのは大変難しいわけであります。しかし、これは新しい時代に生きていくためにどうしてもやらなければならぬものでありますから、したがって、政府も苦勞に苦勞をして全文改正、できるだけわかりやすく、そして国際化の方向に向かって、整合性を求めて今回の法案の御審議をいただいております。

今後、これを実施していく上でも、これは大変困難な多くの問題が我々の前に立ちふさがつておると思ひますけれども、これらを克服していくことによつて新しい時代が生まれてくるのでありますから、先生にもそういう御理解でこの法案の御審議を賜りたいと思ひます。

○後藤委員　先ほど、計量の基準を定めてそれが及ぼす影響等についてという二つの目的をこの法律は抱えているということ、大変わかりにくくなつてしまつてゐる。だから、この法律を勉強していく上において、そういう計量の単位については、これはもう除外するわけじゃないですけれども、一応別に置いて、これを実施をしていく場合にどういう影響が出てくるのか、それに対してどういう法整備をしていくのかということがこれから読んでいく上においても大切じゃないかなと思ひながら私は勉強してみました。

そこで、一九六〇年ですか、国際度量衡総会が決議をいたしました。その後、一、二小さな会議等もあったかに聞いておりますけれども、ことしは一九九二年でありますけれども、一九六〇年から約三十年間、何回か法改正がされました。しかし、昭和五十三年から約十三年間そのままにされてきているわけです。もちろん、この間いろいろ検討をなさったと思いますが、国際度量衡総会の決議がされたもので、今までの改正、そして今回の改正でどの程度までこれが整備がされてきたのか、あるいは積み残されているものは一体どういうことなのか、この辺の経過を局長の方

からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○熊野政府委員　我が国におきましては、他の海外諸国と同様に、ただいま先生御指摘ありました一九六〇年の国際度量衡総会において決議をされました国際単位系を、計量法上の法定計量単位として既に昭和四十一年の法改正から導入をしております。したがって、それ以後、改正をいたしました際にも、その時点でSI単位系に追加されたもの等がございましたら、そのときに應じて順次導入を實はしてきております。したがって、SI単位系の導入という意味では完了をしているわけでございます。

問題は、一方で従来からSI単位でない非SI単位系が使用されている分野もあるわけでございます。そういった計量単位というのは、実は併用を認めてきた分野がこれまでであるわけでございます。できるだけ併用を認めながら、その間でSI単位への移行を実際問題として進めてくるということが行われまして、最近におきましては、産業界での国際単位系、SI単位系の採用が着実に進展をしましてまいりましたし、それから規格の国際標準化も大変進んでまいりましたし、それから経済があらゆる面でグローバル化というか国際化も進んできている。それから実態上我が国の中でSI単位の定着が相当程度進んできたということでございます。そういう中で国際単位系の導入がおくれておりますアメリカとかイギリスも国際単位系の導入に向けていろいろ努力をしてきている。新しい法律を出したり、そういうことになってきております。

そういういろいろな状況を踏まえまして、実は今回の改正におきまして、経過措置を設けながら非S I 単位を法定計量単位から削除していく。二十八単位につきまして、三年、五年、七年という経過期間を設けながらこれを法定計量単位から削除していくということで、そこが今回の改正のポイント。そういう格好で、最終的にはできれば今世紀いっぱいには国際単位系への統一を行いたいというのが今回の単位に関するところの改正の眼目

下り物に替へ

○後藤委員 経過措置が行われまふけれども、その経過措置、三年、五年、七年くらいで、なおまだ十分にその非S-I単位を法定単位から外してしまふという形をとらないということになっていきますと、今世紀末までにそういうことが大体できるような見通しを持っていらっしゃるのか。もしそれができないと、さらにこの経過措置を延期をしないでいくというふうなお考えもあるのかどうか。その点をお伺いしたいと思います。

○熊野政府委員 経過措置につきましては、計量単位の使用の状況でありますとか頻度、実態、どのくらい使われるか、あるいは計量単位の改正に伴う影響でありますとか、あるいは使用されております計量機器の耐用年数とか、いろいろなことを十分勘案しながら、他方計量行政審議会の場におきましても、産業界の方、学术界の方等のいろいろな御議論をちょうだいし、また學術会議等にも諮りまして基本的な御賛同を得まして、またその中で、先ほど申しましたように、それぞれの状況に合わせて三年、五年、七年という猶予期間を設けたわけであります。したがって、私どもその間にいろいろな啓蒙、普及のための努力も必要でございましょうし、国民に向けてのPRその他いろいろやりながらSI単位への移行は図れるものと基本的には考えているわけであります。

しかしながら、万一それぞれの猶予期間で国際単位が定着しないで、その猶予期間が終了した時点におきまして一律に旧単位の使用を禁止するということが非常に問題がある、あるいは事実上困難であるというふうな判断がされた場合には、期限と使用されるべき分野を限定した上でさらに猶予期間を延長することができると等の措置を実は今回の法律改正の中に規定を設けさせていただいて、万が一の事態にも対応できるようにしてゐるわけであります。しかしながら、あくまでもできればその猶予期間内にそういうものが定着するよう努力をまずはやっていきたいというふうに着えております。

○後藤委員 この法律を策定する過程で日本学術会議に照会をいたしております。日本学術会議では問題点の指摘はどういうところにあったのか、教えていただきたいと思ひます。

○熊野政府委員 昨年、計量法に規定いたしますところの計量単位につきまして学術会議の方に御相談を申し上げました。それに対して学術会議の近藤会長の方からお答えをちょうだいいたしました。基本的に異議はない、ただ産業界の実態、学界の実態に合わせて猶予期間等を設けるといふようなことをしてほしいという趣旨のものがございまして、私どもの方からそれに対して、特に細かい点を申し上げますと、重量キログラムの取り扱い、電界の強さ、電力密度の扱いというところでお答えを申し上げてるところでございいます。

○後藤委員 今触れられました重量キログラムについては、土木とか土質工学の分野では猶予期間とあわせて併記を認めることなどの措置を希望している、つまり併記を認めてほしいということが学術会議からの回答の中に触れられているやに聞いているわけでありませうけれども、このところをもうちょっと御説明いただけますか。

○熊野政府委員 まさに猶予期間の中におきまして、猶予期間という意味はS-I単位をできるだけ使用して対応していくということでございませうけれども、その間には、例えば併用していつてS-I単位と非S-I単位の換算関係が十分に国民の中に浸透していくとか、そういう意味でこの猶予期間の間併記をされることは当然認められるわけでありませう。当然、併記でなく非S-I単位を使用されることもこの猶予期間は認められるわけでありませうけれども、統一に向けてできるだけ国際単位系に統一をするという法の目的に照らして考えますと、できるだけこの期間にむしる併用とか何かをやつてS-I単位を普及させていただくことを産業界等にもお願いをしてまいりたいと思ひます。

○後藤委員 歴史をひもといてみますと、メートル法が各国の条約締結に入つていったのが一八七

五年といひますから百二十年ぐらゐ前になるわけですね。フランスで国際的な計量、計測単位の設定を議案に提案したのが一七九〇年というわけですから約二百年ぐらゐ前、それよりもポンド、ヤード等はもう少し古い歴史を持っているのではないかとしようにも聞いているわけでありませうけれども、世界各國それぞれいろいろな努力をして非常に古い歴史の中でつくり上げてきていくわけですから、メートル法が確かに国際的であり、しかも系統的、合理的なすばらしい計測単位であるといふことは今日国際的にも皆認めてきている。しかし、これを実際に使つていくということになりますと、後ほどまた大臣にもお伺ひしたいのですけれども、私たちが日常的に古い尺貫法といひますか度量衡の方の頭がこびりついておるものですか、なかなか置きかえが難しい、それはアメリカにおきましてもあるいはイギリス等においても同じ面があるだろうと思ひます。それが学術会議における答申の中においても、併記せざるを得ないものもありますよ、それからまた猶予期間についても延期することも考えておかなければならぬせんよといふことが回答の中に触れられてきたのではないかな、こういうように推測をするわけでありませう。

そこで、通産省としては計量行政審議会に一年の八月に諮問をいたしまして、昨年の八月に答申を得ているわけでありませうけれども、この中で、こういった併記の問題あるいは猶予期間等の問題について特徴的な意見がもしございましたら、お聞かせをいただきたい。

○熊野政府委員 個々の細かいところは直ちに御紹介することはできませんけれども、計量法、その中で御審議をいただきました単位においていろいろ過去の長い歴史でありませうとか、それから現実利用されてそれが定着している状況にできるだけ配慮していく必要でありませうとか、あるいは現に使用されております計量器をかえなければいけないとか、当然のことながら単位をえ

ていく、統一をしていくためにはある種のそれ

に対する対応が必要でございませうから、そういうものに十分対応しながらやっていくことが必要であるといふふうな御指摘であつたと思ひます。したがつて、それらを踏まえまして、先ほど来申し上げておりますように、施行期間についても一年半という大変長い期間を設けまして、法改正の内容を国民に周知徹底できる期間を設けたわけでありませう。さらに、その上に猶予期間といふものを設けまして、それぞれの単位の実態に即して猶予期間を設けて、その猶予期間の間できるだけそういう対応をしていつて、それで国際単位系に統一していく、万が一そういうものが終了してもなお現実の問題として非常に大きな問題があるといふときには、その時点で、期限それから分野を限定した上でありますけれども、その猶予期間の延長ができるような規定も設けたといふことで、そういう計量行政審議会での御議論等も反映しながらやつてきたわけでありませう。

○後藤委員 大臣、土地建物の場合、私たちはやはり何坪といふような、あるいは大きな、広さ、高さ等の判断も昔の尺貫法の単位で計算する方がしやすいといふ年代の者がまだ相当残っていると思ひます。それが今日でも、例えばテレビなどは、今はインチといふことを余り言わなくなり

ましたけれども、しかし何型、十四型だとか十八型だとか、そういう型になっているのはインチがそのままだと残っていると見ていいと思ひます。あるいは自動車のマイル表示、アメリカ等はそうでありませう。あるいはボクシング、特にプロボクシングなどでは何パウンドといつて、相撲ではキログラムでいつておられますけれども、パウンド、ポンドといふ言葉が使われています。あるいはヨットにおいてもフィートでありませうし、ゴルフ等でもヤードがそのまま併記されて使われている。こういうように長い歴史の中で形づくられてきた、人間の感覚なりあるいは感性でこういうふうにならわつてこられた単位呼称は、私は取引なり証明なりといふことでない限りはやはり併記を考へていくことをもう少し置いてもいいのじゃないか。

例えばゴルフ場に行きますと、何メートルとヤードが併記されているとかといふことのようにありますけれども、そんなことは文化の問題とも絡んでくるわけでありませう。

大臣、どうでございませうか、こういったことについて、一応法律で国際的な単位をきちんと整理をしていくといふこととあわせて、そう大きな実害がない取引なり証明なりといふことで、これが大きくそを来していくといふことでなければ、その併記といふものに対してもう少し緩やかな形をとつてもいいのではないかと思ひますけれども、これはいかがでございませうか。

○渡部國務大臣 これは後藤先生、大変に難しいお尋ねであります。私なんか非常に頭が古いので、毎日時代劇と時代小説ばかり見ているものですから、やはり昔の尺貫法、度量衡、そこから抜け切れませうけれども、それはあくまでノスタルジアで、やはり新しい時代がどんどん進んでいく、若い人がどんどん生きていく、そしてもう一國主義が成り立たない国際化の時代といふことになると、これは新しい計量法の精神にのつた感覚に皆さんなつていかなければ、経済社会といふものが公平を期して生きていけないといふことでもありますから、この法の趣旨を国民の皆さん方に徹底していくことは極めて大事であります。

同時に、やはり我々は古い歴史や伝統や文化、これは残していかなければなりません。その歴史や文化の中には古いそういうものがあるわけですから。先生は文学者で、先生の顔を見ると「わが心の有本芳水」を思い出すわけですから、私は文学者はどでなくとも、小うた一つ歌うのでも、「惚れて通えば百里も一里」、こう言えは小うたになりませうけれども、「惚れて通えば四百キロも四半キロ」では、これは小うたにならないうわけですから、そういう歴史や文学の中でノスタルジアとして残つていくのは当然のことでありませう。

今ゴルフ場の話、たまたま出ましたけれども、ですから私なんかまだやはり土地なんか一坪、こ

う言ってしまうのです。それで何・何平米、こ
う括弧書きにしてあるわけですが、これが今度は
逆に新しい計量法が書かれて、場合によっては歴史
民俗館とかそういうものに、昔はこういうふう
に呼んだというものがこれからいろいろ出
てくるのは、ふるさとを残す、思い出を残すとい
うことで、これは残っていくと思います。やはり
酒を飲んで、斗酒をお辞せすなら、これは言葉
になりますけれども、一・ハリッターですから、
十八リッターの酒をおは飲めるなど言っても余
り酒豪のような感じがこれはこないわけです。
当然のこと、我々のやはり過去があつて現在が
あり、そして未来があるわけですから、やはり古
き、とうとき、美しきものを守り保ちながら、し
かしました、新しい未来を創造していかなければな
らないのが我々の生きとし生けるものの使命であ
ります。

先生の心情は、全く私も先生以上に同感であり
ますが、しかし同時に、やはりこの計量法の精神
と、新しいこれからのさらに複雑になっていく社
会経済の中で、公正公平な経済、消費というもの
が行われるためには、徹底してこの新しい計量法
を国民の皆さん方に理解していただく必要がある
と思います。

○後藤委員 現在、尺貫法の単位の併記の問題で
尺相当目盛り付計量器が認められた。最初、あれ
は全部認めないという形であったのが認められ
てきた。こういう歴史的な経過なり、あるいは文化
というもので、どうしてもそういう併記的な尺相
当目盛り付計量器も認めざるを得ない、こういう
ことはひとつ念頭に置かなければいかぬと思う。

昨年の台風で安芸の宮島、国宝の社殿が倒壊を
いたしました。今修復をしているようですけれど
も、この間、ある本を読んでいます、なかなか
宮大工がいけないし、それからあいう杜寺仏閣等
は、あるいはいろいろな古い建物は今日のメー
トル法の建築でなされてないわけですね。計量法
の改正で、昔の尺貫法で建てたこういうよう
な建物がある一度そのまゝ原形復旧をしていくと

いうことになりまして、新しいものをつくるなら
別ですよ、古いものをそのままやっていくとい
う、その一つはそういう技術を温存していかなけ
ればならない、そのためのいろいろな道具という
ものは、やはり私は必要じゃないかと思うので
す。

ですから、今のこの併記あるいは尺相当目盛り
付計量器のようなものが今後とも考えられていく
か、いや今世紀末にはそんなものは全部もう外
してしまっていくんだということになるのか、こう
いった点を局長からちょっとお考えをお聞かせ
いただきたい。

○熊野政府委員 計量法上、法定計量単位の使用
をお願いしておりますのは、取引、証明の際には
法定計量単位を使用する、これを第八条で規定を
させていただいております。これを第八條で規定を
させていただいております。趣意であります
か、学術でありますとか文学でありますとか、そ
ういう中で非法定計量単位が使用されることを禁
じているものでは何もないわけでありまして、そ
こは、その法律で扱っている分野、そういうもの
である。

ただ、法定計量単位の統一ということが大変い
ろいろな意味で、国際的な意味もありますし、そ
れから学術であるとか科学技術の発展の基礎であ
るとか、いろいろなことを考えたときに、その統
一をする意義も大きいわけでありまして、そう
いう観点からできるだけいろいろな分野において
法定計量単位に使用が統一されていることはやは
り望ましいことではないかなと一方では考えてい
るわけです。

現実には、いろいろなスポーツでありますとかの
例を見てみましても、例えばヤードポンドでもと
もどきまじらうグビーであるとかサッカーにつ
きましても、現在すべてメートル法で少なくとも
日本では、国際連盟の規約もそうやって行われ
ている。あるいは先ほど先生の引用のございました
ボクシングにつきましても、体重別のクラス分け
はキログラムで行われている。ただ、何ポンドと

いうその呼びかけみたいなのはかねての慣習に
よってやっているとというのが実態のようござい
ます。それから、和裁なんかは昔は頰尺で行われ
ていたわけでありまして、最近の和裁学校の
のテキストを見ても、八割以上はメートル
法で既に行われるような実態になってきておりま
す。ただ一部には、それと同時に尺貫法の尺寸を
併記してあるようなケースもございまして、う
うなのがいれば実態でございます。

尺相当目盛り付物差しというのは、そういう実
態において、木造建築でありますとかあるいは和
裁でありますとか、そういった尺や寸を現実に
使っているいろいろな分野の要望にこた
えて、かつ計量法の趣旨の範囲内でということ
で、私どもの先輩が知恵を出して考えた対応であ
ろうと思っております。したがって、現在でも、例
えば土地の広告等を見ますと、何平米括弧何坪と
いうふうな括弧づきの併用等が行われる。これは
私も特にそれに異議を唱えておるわけではない
わけでありまして、したがって、要するに実態
がどういふふうに進んでいくか、それとあわせて
混乱のないように、方向は出しながら時間をかけ
ていろいろ定着を図っていく。単に法定計量単位
に対して、例えば法律上は違反行為があつたとし
ても直ちに罰則を適用するといふふうなことでは
なくて、まずそういう場合にも誤解であります
かあるいは理解不十分な点もありますから、そ
ういふことについて根拠強く御説明を申し上げ、そ
して理解を進めていただいて改善をしていただ
く、そういう対応をしながら、一言で申し上げま
すと、時間をかけてそういうことに対応していく
必要があると思っております。

他方、繰返しになりますけれども、いろいろ
な遊戯でありますとか、スポーツでありますとか
あるいは音楽でありますとか、そういうものに伝
統的なものが使用されることを私どもはとやかく
く、それをして法律上いいとか悪いとかというこ
とを言っているわけではございません。

○後藤委員 そうすると、局長、こういう例の場
合はどうでしょうか。

「通産ジャーナル」、これは通産省の方で出して
いる雑誌でありますけれども、「通産ジャーナ
ル」のことしの四月の号にホテルオークラの後藤
連郎社長がこういうエッセーを書いているので
す。そのエッセーの中で、創業三十年を迎えてた
くさん外国からのお客さんに大変利用していただ
いているということ、最後の方に「些細なこと
ではあるが、外国人客より客室の坪の表示にキロ
とポンドを併記してくれとの要請があるが、現在
これは法律によって禁止されている。ゴルフ場が
ヤードで表示されていることでもあり坪の方も併
記ができるよう当局のご配慮を」お願いしたい、
こういうエッセーが書いてあるわけですね。これは
ホテル側であつた目盛りにちよつと括弧してポンド
を入れ込むということとは一体どうなのか。それか
ら、もしメーカーがホテルオークラから注文を受
けて、外国人のお客さんが多い、そしてキロ表示
じゃなしにポンド表示の方が自分の体重がわかる
という要望が大変強いので製造元にそのホテルが
併記したヘルスメーターを注文したとしますね、
これは一体どうなっていくのか。

こういったことに対するきめ細かな配慮という
ものが、私は単にヘルスメーターだけではなく
に、ヤードポンドを使用している国々の人々は、
ちよつと今大臣が、いやもう平米と言うよりも坪
の方がよくわかる、いろいろな点の換算ができや
すいという世代の人と古い歴史、つまりメートル
より以前のからの歴史を持っている国々の方々と
いうのは、やはりはかりに乗ってみて、そしてす
ぐに自分の体重が幾らだというのがわかるというこ
ととそうでないというのは、これはやはり国際的
な交流がこれからどんどん深まっていく中で、
しかもいろいろなサービスということを考えてい
きますと、ここで犯罪行為を犯しているわけでも
ないしあれだけども、一体この二つの点、局
長、どうなっていくでしょうか。こういうものは
一切もうだめだということなのか、いやそういう

特別注文の場合には、別にそれをまた販売するわけじゃないのだから、したがって、顧客に対するサービスとして認めていくことも考えなければならぬということになるのか、こういう点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○熊野政府委員　まず、ゴルフ場のヤード併記について私どもは何ら注文をつけているわけではございません。ヤードのものもございまして、メートルのものもございまして、それから両方書いてあるところもあるということでございます。これは法律上何らそれについて強制をしているものはないでございます。

そこで、今後藤先生から御質問のございましたのは、計量器についてどうかということでございます。計量器というのは、計量法の中で大変重要な地位を占めているわけでございます。したがって、ポンド単位を付したヘルスメーターにつきましては、仮にキログラムと併記であっても現在国内での販売は禁止をされております。一般的に、併記をした計量器の販売をどうするのか、認めるのか認めないのかということ、計量単位の一という観点から考えますと、計量器でございますから、大変影響の多い問題であると思ひますので、慎重に検討しなければいけないというのがまず第一の点でございます。しかしながら他方で、外国人旅行者の増大等により、ホテルオークラの社長が私どもの「通産ジャーナル」にエッセーを載せられましたように、ホテルのヘルスメーターについて、キログラムと同時にポンドを併記したものが置かれたらいいのになという御希望がいろいろあるところにあるということも事実であります。私も、私もそう承知をしております。

そこで、第一に申し上げました計量単位の統一に与える一方の影響と現実のそういう御要請をいろいろ考えながら今後慎重に検討させていただきたいというのが目下の立場でございます。一言で申しますと、一方で、例えばアメリカなどに対しまして、ヤードポンド法から早くメートル法に移るべきであるという主張を日本国政府としても

あらゆる場で呼びかけをして、国際単位系の統一を図ろうとしているわけでありまして、それに逆行するようなことになってほしくないわけでありまして。しかし、一方で現実のそういう御要請もあるわけでありまして、アメリカ人やイギリス人の場合にはヤード、ポンドで、体重であればポンドでという習慣になつていっているわけでありまして、そういう現実の御要請にはどうやってこたえていったらいいのか、その辺をまた先生のいろいろな御意見などもちょうだいしながら検討させていただきたいと思ひます。

○後藤委員　今申し上げましたように証明なり取引なりはきちんとしていくべきだと思ひます。思ひますけれども、それを悪用するとかあるいはまたせつかくのメートル法をもとに返してしまふというふうなことはだんだん定着してならないと私は思ふのです。我々の世代は、今申しましたように尺貫法で育つてきておりますから、なかなか理解しにくい面もございまして、この歴史を尋ねて見ても、約二百年前くらいからこういうメートルの方向に入つてきて、日本でもメートル法が一本化したのはたかだか三十年くらいであります。そういったことによりまして、証明といふことについては厳しくはしていきまふけれども、サービスなり文化なり、こういういったものについてはもう少し緩やかな対応をしていって逆に戻つていくということはないのじゃないかなという感じが私はいたしますので、「通産ジャーナル」にこのエッセーが出ておつて、こういう要望を出しているということは、この社長も計量法の改正といふものをにらみながら発言をしているのじゃないかなと思ひながら今実は紹介をしてみたわけではあります。

そこで、大臣、私はこの法律の目的を見て、本当におもしろいと言つたら大変失礼ですけれども、経済立法の目的としては少し違ふのですね。どが違ふかといふと、「経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする」となつ

ているわけではあります。「文化の向上に寄与する」というのは、ほかの経済立法といふのは大体国民経済の発展にとか、こういう経済の発展にとか、こういうふうなことが大体目的に決まり文句でうたわれているのですけれども、この計量法について

は、「文化の向上に寄与する」ということが目的の項にきちんとして明記されているわけですね。これは私は大変重要な問題だと思ふ。この言葉、つまり文化といふ言葉が入つてきたといふのは、きのう、きょう初めて全く計量器のない社会からメートル法ができて、そして今日これは国際的な統一基準として決めていくのだということじゃないに、人類四千年、文化の歴史の中で、各国がそれぞれにつくり上げてきた文化といふものが一方にある。それを今度、メートル法でより系統的に合理的な単位としてつくり上げていくということを浸透させていくためには、そこに歴史的な文化と近代的な計量との相克があるだろうと思ふのです。ですから、私は、ちょっとこれは異例の、「文化の向上に寄与する」といふ言葉が「目的」の項に明記されたのではないかと考えるものです。

○渡部国務大臣　どうも先生の質問、難しい質問ばかりで、計量法、これは市民生活や商取引の安定を図る観点から、取引または証明に用いられる計量単位を統一することを目的としておりますが、しかし、我が国の伝統や文化の発展に寄与するものでございまして、これを阻害することがあってはならないという考え方。もとより、計量単位の統一という観点からは、日常生活においても極力法定計量単位を使用しただけが好ましい、これは当然のことではあります。しかし、先ほどから先生からお話がありましたように、すぐれた文学、歴史、伝統を理解する上で、歴史的な単位に知識を持つことも極めて重要である。これはちょうど古典や漢文における同様、学校教育に期待するところが大きいです。計量行政の運用に当たつても、過剰規制を行う等により、我が国の伝統、文化の発展を阻害することのないよ

う、日ごろ国民各位の御意見を十分承りながら運用をしていかなければならない、こういう基本的な考えが、今先生御指摘のような目的になつておるものと存じます。

○後藤委員　私がちょっと御指摘申し上げました、法律の「目的」の「文化の向上に寄与する」ということが、この計量法がつくられるときに一体どういふことを言わんとしてきているのか、このことを私はお聞きをしたい。大変歴史的な、新しい法律をつくるけれども、歴史的な慣習なり文化なりといふものを損なわないで、むしろそれも発展をさせていくといふことを忘れてはいけな

いといふのを「目的」の項に明記したのではないかと。例へば、一里は一時間に人間が歩くことのできる距離であるとか、あるいは一ひろといふのは両腕を広げた長さであるとか、現にひろといふ名をつけた千尋であるとか、そういうような地名なんかも今日でも残つていっているわけでありまして、坪といふと、畳二枚だといふことであればすぐにぴしゃつとわかるわけであり、あるいは一合といふのは、何か調べてみますと、一度に濁きをやして飲み干すことのできる水の量だ、これはやはり人間のすばらしい知恵だと思ふのです。

こういうことと、それから、何回も申し上げまされども、局長は、そういう趣味であるとか文章で書くなりあるいは使うなりには、特にこの法律のどういふことではないかといふように言われたのですけれども、私は、こういうふうなのはこれからは残していかなければならない。単に、宮大工さんが神社仏閣あるいは古い建造物等を修復していく場合に、恐らく、今日のすばらしい大工道具といふものをもちろんでしょうけれども、その基礎になる尺度といふものはやはり古いものだろうし、それに対する道具といふものもこれからは温存していかなければならぬものもあるだろうと思ふのです。そういうところ

先ほども、惚れた何とかで一里もどうかといふことを大臣が答えておられましたが、私もこの本を書いてみまして、実は有本芳水と私の「生まれた家はわずかに五里」、五里と書いたのです。この文調全体からいいますと、明治から大正にかけての時代背景ですから、五里の方が合うのですけれども、しかし五里じゃわからぬ人がいるだろうから、「五里、二十キロほどの道のり」という二十キロをつけたのです。若い人は、二十キロという大体車で二十分か三十分ぐらいだな。こちらは、五里という大体五時間ぐらい歩いたらそこへ行けるなという認識があるわけです。

あるいは、自民党の国対委員長の梶山さんなんか、酒を飲むとよく歌う、船頭かわいやどこかの沖で一丈五尺の櫓がしる。大きな声で一丈五尺の櫓がしる。こう言うのです。一丈五尺というのはどのぐらいの長さかというのは、私たちはわかりませんが、今の若い人はわからない。しかし、こういった文学とかあるいは文化とか歴史とかというものはこれからはやはり残していかなければならない。それは文学、趣味の段階で認めるということじゃなしに、もう少し政治的には手だてがあってもいいと思うのです。それは国際的な取引とか証明とかということ、何回も申し上げる様に、国際度量衡総会で決められたそういう単位をきちっと進めていくということと、一方、人間がそれぞれの国土、風土、歴史、習慣の中で、その人間の知恵でつくり上げてきた尺度なりあるいは度量衡なりというものは、ばったばった切って捨てるといことが、果たしてこれからの人間の心を豊かにしていく上においていいのかわるか、そういうことを計量法の質問をするのにちょっと調べておられて感じたわけでございますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○渡部国務大臣 心算論としては、私は後藤先生と全く同じでありますから、そのとおりであります。こういふことで出てくるのですが、しかしそれではこの法案を提出した大臣になりませんので、やはり新しい時代に合せて、また国際化に向かつてこれから大きく進んでいく日本が、計量百年を記念してこの法律をつくった以上、この基準というものが国民全体の人たちに理解していただき、そしてその生活に溶け込んでこれが活用されていくように、これから趣旨の徹底を図っていかねばならないのが私どもの責任でございます。

ただ、先生のおっしゃるとおり、そういう経済とかなんかの変化と別に、我々が過去に對するノスタルジア、これはまた大変な大きなロマンでもありますから、今先生の御本、私も読ませていただいたのですが、五里と書いていらつして、括弧して二十キロ。これはいざいざ今度二十キロという方が正文で、括弧して昔は五里、こういうふうにいづれはなっていくんじゃないかと思うのですが、そういう意味で、歴史というものは極めて大事です。しかも古い度量衡も、またその前の聖徳太子以来のこういう歴史というものの尺度というものは本当にうまくできているものなどがありますから、そういうものが我々の文化や歴史や伝統の中にこれからは残っていくのは当然のことでありまして、しかし同時に、この法案をつくっていただく趣旨というものは、これから国民生活の中に、この法律の趣旨を十分に皆さん方に御理解していただき、これを毎日の日常生活に生かしていただくような徹底を図っていかねばならないことも御理解を賜りたいと思います。

○後藤委員 もう時間がなくなりましたので、ちょっと局長簡潔にお答えいただきたいのですが、アエラの四月二十八日号に「電子体温計が生む低体温児騒動」というのがある。それから、大阪経済大学の西山助教授ですからたくさんさんのデータをちよだいしたのを見ましても、水銀式についても、そうでない電子体温計の特に予測式の誤差が非常に大きい、そのことが国民の医療なりあるいは健康、生活の面に大きな影響を与えている

ということが大変センセーショナルに報道されているわけですが、この点について今度の計量法改正でどういうようにしていくのかということがつつと、それから四月二十二日の新聞に出ておったのですけれども、耳に三秒入れて体温がはかれる、そういう体温計が開発されて、これが市場に出るといふことが新聞に報道されておりました。資料を見てみますと、大体人間の体温というものは舌の下、わき、それから直腸のところ、直腸のところが一番よく実態を指示するようでありますけれども、こういうように言われているときに今度耳に入れて体温が三秒ではかれる、非常に便利ではありますけれども、こういうものが本当に健康状態をきちっと誤差が大きくなってできるのかどうか、若干疑問も持つわけでございます。

局長、こういったことに対して、これは簡単に結構でございますから、今まで電子体温計については検査が放置されておったというふうに関心しておりますけれども、JIS規格だけでやられておったのですか、これが今度どういうふうになつていくのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○熊野政府委員 電子体温計につきましては、従来検定対象から除外されておりましたけれども、今回の法律改正ではただいま先生御指摘のような問題点も考慮いたしまして、電子体温計の実測機器について検定の対象にしたいというかがかといふふうにご考慮しておるわけでありまして、ただ、電子体温計というのは実測をしたものを延長するものでございまして、何というか式で延長するソフツの分野は直ちに私どもの検定対象ということにはならないかと思ひます。

○後藤委員 一つ要望だけ申し上げておきたいのですが、こういう体温計の場合、医療機関が使う場合はやはりきちっとした検査とそれから誤差基準というものが厳しくされていかなきゃならぬと思ひます。しかし、私たちが目安として、例えば万歩計なんかはそうでありましても、少々狂つておつても大体の目安としてこのぐらい歩い

たということがわかればいいようなものはそう厳密にしなくてもいいと思ひます。ただしその場合に、えてして家庭に入つてまいりますと、あるいは私たちが日常使いますと、それを正しい目盛りであるというように認識しがちでありますから、こういうものについては目安計みたいな何か表示があつたらこれは目安だということにもなると思ひます。その辺が整理をされてないのが混乱のもとではないかという感じが私はいたします。

そういったところを行政の面で厳しく把握して対応策を講じていただきたいということをお願い申し上げます。特に、何回も繰り返すようになりますけれども、一つの国際的な統一基準というものをつくることに對しては全力を挙げて努力しなければならぬ。と同時に、人間がずっと生きてきた長い歴史の中でつくり上げてきたというものはそれなりに大変な知恵をつくり上げてきているわけでありまして、こういうことをどのように温存し、保護し、また発展をさせていくかということも一方配慮していく必要があるのではないかと、いうことを特に大臣に御要望申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○武蔵委員 渡部 一郎君。

○渡部(二)委員 計量法案につきまして、今回の改正の目的、並びになぜこの時期に改正が必要なのか、その背景と理由についてまず伺いたいと思ひます。

と申しますのは、計量法、度量衡制度の統一というものは原則として強大な国家権力の衝突の中に生まれるものでありまして、中国におきましては秦の始皇帝の中国國家統一のときに流血の惨の後にようやく統一が行われたという歴史の経緯がございます。アレクサンドロス中央アジアからインドに至る大征服のときによりやうく度量衡制度の統一が確についたことがあるわけでもありません。世界の人類が共通の制度を持つということ、は、あらゆる発展、あらゆる行政、立法、司法組織、人類の交流の基礎になる事業でありますか

ら、大切なことは十分わかっていっているわけであり、それを戦争なくしてこうした制度を統一し改正していくというのは人類の偉大な前進といえるべきであります。その意味では非常にすばらしいのではございませんけれども、改正法を拝見いたしましたところ、いささか拙速に過ぎたというふうに感じられるところもあるし、あるいは本当に合意ができているのかと疑わしいところもあるし、なぜこの時期なのかということも今までの審議の中を通しでは理解したい点もありましたので、もう一度まとめてお答えをいただければありがたいと存じます。

○渡部国務大臣 お尋ねの今回の法改正の目的でございますが、経済社会の変化に対応し時代に即した計量制度の構築を行うため、国際化、技術革新への対応及び消費者利益の確保の三つの視点に基づいて広く計量法全般にわたり見直しを今回行うことになったものであります。

具体的には、第一に、計量単位について国際的な整合を図るため、計量法上取引、証明に使用することが認められておる法定計量単位を原則として今世紀中に国際単位系に統一するもの。第二に、最近における工業生産技術の向上を踏まえ、製造、修理、販売事業者に係る登録制を届け出制とするとともに、計量器の検定については型式承認制度を活用することにより、一定水準の製造、品質管理能力を有すると認められた指定製造事業者の製品については検定を免除する制度を導入するなど、計量機器に関する規制のさらに一層の合理化を図り、先端技術分野を中心とした高精度の計量に対応するため、工業製品の生産に欠かすことのできない計量器の校正に用いられる計量標準を国から産業界に確実に供給し、かつ、国とのつながりを対外的に証明する制度を創設することとしたものであります。

今回の改正案は、計量行政審議会、日本学術会議など広く関係者の意見を踏まえて御提案申し上げておりますので、改正の対象となる計量単位を取り扱う業界、また検定等に從事する機関への影響等も踏まえて、十分に円滑な制度の運営に努めてまいりたいと考えています。

先生御心配のように、国家権力というもので計量が行われるということは大変に大きなもので、かつての独裁政治の時代であればこれは大変な問題であります。今のようないろいろの民意をお聞きしながら、計量百年、度量衡、この時期に、今日の複雑にして多岐にわたる、また新しく大きく変化するニーズにこたえていくために今回行ったことを御理解賜りたいと思います。

○渡部(二)委員 ただいまおっしゃいました三点の中で、特に消費者保護の観点からどういふ点が強調されておるのかという点が余り明快ではないのであります。といいますのは、消費者の立場からいいますと、今回の改正内容というものが、法案の審議中の点もございまして、まだ余り周知徹底されていらない。むしろ、非常に奇妙な法だ。例えば、体重は今後ニュートンと言ふのだぞ、君は今後ニュートンではかると九百ニュートンだぞなどと言われて私はびっくりして、ただでさえ目方が重いの、九百などという単位であらわされたら生きている値打ちがないなどというふうなるうばいばかり起こる。こういうのは一つの例であります。消費者にとつてのショックが、お上からまた何かすごいことが来たなと思われまいようにするためには、周知徹底するためのPRあるいはパブリシティというものが非常に大切なことはおわかりいただけると思うのであります。

ところが、どうやら今回の改正内容の周知徹底のための予算を大してお持ちでないように見えるわけでありまして。幾らぐらゐの金額でどれぐらゐ徹底されようとしておられるのか、正直に告白していただいた上で全く少ないことをお認めいただくな、今後においてこれを充実すると明らかにしていただきたいと思うのであります。

○熊野政府委員 まず、消費者の立場にどういふ点から配慮して見直しを行ってきたかということについて二、三御説明をさせていただきますかと思ひます。

例えば、政令で指定いたしました商品の販売における計量、商品量目と言つておりますけれども、商品量目について違反をした者に対しまして、現行の規定では罰則だけで担保されているわけでありまして、もう少し実効性を上げるために勧告でありますとか公表でありますとか改善命令といったふうな制度を導入いたしまして、実効ある取り締まりというか実施が行われるように対応をしております。

それから、いろいろ先ほど来出ておりますような、例えば電子体温計の規制対象への追加等も、今後政省令の制定あるいは制度の運用の中で対応していきたいと思つておるわけであります。

あるいは計量単位の見直しということが今回の法改正の眼目の一つになっておりますけれども、その場合におきましても消費者の立場というか一般生活者の立場ということ念頭に置いて対応しております。今回の計量単位の改正におきましては、実は産業界で用いられているものが非常に多いございまして、私どもの日常生活に直接使用されておるようなものはほとんどございせんので、そういう意味での影響は比較的小さいものと考えております。

なお、見直しに当たりましては、例えば栄養関連分野におけるカロリーといった単位につきましましては、国際単位系には属してない単位でございまして、国際単位系にこれだけ国内外で広く使われているというふうな分野に限って、つまり栄養の分野に限っては法定計量単位として存続をさせるというふうな配慮もして利用者には配慮をしたつもりであります。また、先ほど来申し上げておりますように、国際単位系への移行に当たりましては三年、五年、七年という猶予期間を設けましてその間に必要な対応あるいは周知徹底、PR等を進めていくということを利用しての関係を考慮した次第であります。

そこで、もう一つの御質問の周知徹底という点PRについてどうするのだということでございます。これも既にできる限りのPRのいろいろ

な取り組みを始めていっているわけでありまして、予算措置として申し上げますと、国の一般会計において約一千万円を計上させていただきます。それから地方公共団体においていろいろやっていただくことも大事でございまして、地方公共団体においてもPR費用を計上していただいております。約九千二百万円となっております。

さらに、計量思想を普及するための計量協会がありますとかあるいは関係業界等の御協力も得まして、そういうところのPR活動もやってまいりたいと思ひます。具体的に予算を計上しておりますのは、社団法人日本計量協会、社団法人日本機械工業連合会に、合わせて四十六百万円の経費を計上していただいております。

ただ、産業界の対応というものは必ずしもそういう予算ということではなくて、例えば自動車工業会においては自動車各社がそれに対応して既にいろいろ勉強を始めておられますし、ほかのいろいろな関係団体においてもそれぞれ勉強していただく。そういうものは必ずしも予算に直接出てくるようなものではございませんけれども、この計量法が通りましたら、一年半の施行期間を設けてその間にいろいろな対応をしていく、さらには法定計量単位の統一に向けての最長七年の猶予期間の間にいろいろそういう対応をしていきたいというふうな考えております。

○渡部(二)委員 同僚の議員が今の話を聞いておられたら驚かれたと思ひますが、一千万円ですとビラが何枚まかれるのか。渡部大臣は苦勞しておられる衆議院議員の同僚でございましてから大臣に後でお聞きになるとよろしいと思ひますが、一回の参議院選挙の各地域の選挙区のポスターにいたしましたも、一回やったら一千万円なんというので終わるポスターはあり得ない。一回で七千万とか一億とかそういう単位でお金が消えていくわけでありまして。しかもそれがどれぐらゐ徹底されるかという、日本の四十七都道府県の中の一地域において二週間徹底されればまあいいと見なければ

ばならない。それを五回も十回も、ひどい場合は二十回も行うことによってようやく徹底してくるわけであります。

人の名前のような簡単なものでさえそうでございますと、一千万というのはどういう意味があるのか。これは悪いけれどもお返しに振りかけるゴマ程度のものであります。これでは全体としては単なる刺激をするというかポーズを示すだけの予算でしかあり得ない。これが日本の政治を庶民にして不可解ならしめる理由になるのであります。

ですから、今のようにテレビとか週刊誌とか新聞とかいう巨大なマスメディアのある中における一千万というのは、そういうものがないときの一万とは全然レベルが違う。

したがって、中小企業者それ自体からも、とんでもないことが起こりそうだという意見が今ようやく出始めておりますし、今産業界に対する影響が多いのだというふうにあっさり言われましたが決してそうではなくて、国民に対して情報の一部だけ流せば全部済むようなものではなく、改正計量法の大きな意義を考えるならばもうちょっと何とかした方がいい。今の局長の御答弁は、私に言わせれば適当とは言いかねる。現在、予算中でありますから現在の予算を直ちにけしからぬとか少ないとか言うのは大蔵省の聞こえもあるもので、あのような複雑な言い方をしないと将来の自分の前途は真つ暗だと思われたのかもしれないが、適切でない。ともかく金額的に少な過ぎる。これは担当官にお答えさせるのは余り適当でないと思うので、大臣、政治的な御判断を一言お述べになってこは締められた方がよろうと思いますが、いかがですか。

〔委員長退席、和田(員)委員長代理着席〕

○渡部国務大臣 先生御指摘のようにまさに大きな歴史的な改革が行われる、これを広く国民の皆さん方に周知徹底し、知っていただくことが大事でありますから、それが一千万円の費用でできるなどと考えておる者はおらないと思います。ただ、この法案を成立させていただければ、これは

当然政府全体がその行政の能力をフルに活用して、また、当然経済界の皆さん方も、あるいはそれぞれの団体等にも御協力をいただいて周知徹底させていただくものであり、しかも猶予期間等もあるわけでありまして、一千万円でこの難しい計量法の改正法案の内容を国民の皆さん方に知っていただけるといふような意味の予算では決してないかと存じておりますけれども、今後必要とあれば先生の趣旨を十分に心の中に入れて必要な措置をとってまいりたいと思っております。

○渡部(二)委員 では次に参りまして、次もなかなか難しいことを言います。

英米におきましてはヤードポンド法が用いられて、また、SI単位への統一は必ずしも行われておりませんのに、日本は広くメートル法の貴公子と言われるほど忠実にこれを実行してきたわけでありまして。特に私どもが釈然といたしませんのは、飛行機とかロケットとか、世界の先進的な科学技術工場におきましてヤードポンド法が用いられてくる。そうすると、例えば米国から飛行機を日本が分割受注をした場合には、治具工具という巨大な金額のかかるものを全部ヤードポンド法で直さなければならぬわけでありまして。それはもう公然たる事実になっているわけでありまして。

ところが、先進的な部分がヤードポンド法でありまして、幾ら後の方でメートル法と願いでも、自転車はメートル法だと言っても、飛行機がヤードポンドで飛んでくるときに下を走っている自転車はメートル法では、いつまでたっても工業規格というのは統一されないのであります。それを許容しているのはだれなのか。それは日本の優秀な科学技術であります。日本人はメートル法をヤードポンドに直すための特別の計算機を大量に所有してございまして、向こうの設計図を直ちに読みかえをいたしましてメートル法に直してやるくみかえのことは造作もない、あるいは両方の治具工具を動員してやることも造作もないというようなやり方で行っているわけでありまして。しかし、それは過重な負担を我が国経済にも与えました。

ところが、日本はそれで克服したのですが、発展途上国、今ようやく先進技術諸国の水準に迫ろうとしている中進国の産業界におきましては、この日本の態度ぐらい邪魔になるものはないのであります。つまり、米欧諸国と交渉しようとするとき必ずヤードポンドで来る。そのヤードポンドのやり方に文句を言うものなら、日本を見ろ、日本はこれでちゃんとやっておるじゃないか、何がメートル法だ、こういうことになるわけでありまして。つまり、世界は二重投資の不合理にあえいでいるわけでありまして、これは日本のような両方の苦しみ味わいながらそれを克服した、力のある経済界を背景に持つ政府が、強力な発言権を持つ者がそういう中小国家の産業界を背景として言わなければいけなかった、もっと強烈に言わなければいけなかったと思うのであります。

ヤードポンド法が随分直ったというふうな今御説明をしようとペーパーを探しておられるのは明らかにかかわるわけでありまして、現実はそのとおり。しかも、軍需産業にかかわる部分においてこのヤードポンド法がさわれないような状況になっておることは大臣もよく御存じだろうと思うのであります。軍事というものは一般産業界に対してさらに超克した強力な政治権限を持っておりまして、軍需上の必要があるというので号令されまして、改正計量法もヘチマも、システムもみんな飛んでしまふわけでありまして。世界的なベレストロイカの状況の中にあつて、日本はむしろヤードポンド法を統一された改正計量法の国際協定の方向に向かって一歩前進させるために努力をすべきではないのか、努力をすべきではなかったのかと私は本当は言いたいのではあります。それはちよつと横にどけておきまして、今はこんな変な仕掛けになっておりますからこれを今後において努力すべきだと思いますが、いかがでございますか。

○熊野政府委員 先生よく御存じのとおりでございますけれども、一九六〇年の国際度量衡総会におきまして国際単位系、いわゆるSIが決議されました。世界じゅうで国際単位系の導入をしてきているところでございます。ただ、アメリカ及びイギリスがヤードポンド法を依然としてとっておりまして、国際単位系の導入がおくれているというところは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、そのアメリカもメートル転換法という法律をつくりまして、連邦政府の物資調達業務あるいは許認可業務につきましては、原則として一九九二年の十月以降、すなわちアメリカの会計年度で一九九三会計年度以降においては国際単位系に移行するというところで進めております。さらに、大統領行政命令等を出しましてそれぞれ政府機関において移行のスケジュール等を明らかにするようにしております。あるいは輸出協議会という大統領の諮問機関におきましても民間に対してメートル法の採用を強くエンカレッジをする、流すということをやっております。ただ、連邦政府のように民間で直ちに進まないことも事実であると思ひます。しかしながら、私どもも、アメリカのいろいろな関係者が来る際に、あるいはアメリカの、世界最大の検査機関でありますULといったような、メートル法の普及に非常に大きな役割を果たしておるようなところの人たちについても、いろいろメートル法の重要性を議論しているところでございます。

〔和田(員)委員長代理退席、委員長着席〕

それからイギリスにおきましても、ECは全体として既に理事会指令で国際単位系の採用を決定しております。そして、ドイツでありますとかフランスでありますとか、言うまでもないわけでありまして、大陸系のEC諸国は既に国際単位系の導入を完了しておるわけでありまして。イギリスにおきましても、一九九九年までに原則ヤードポンド系単位を廃止するという予定で対応してきているところであります。

そういうことでございますので、私どもとしてもいろいろな機会をとらえて、そういった国際会議、国際度量衡総会等においても国際単位系の国際的な統一の重要性を主張し、あるいは個別のバ

イラテラな関係においても、従来から御説明しておりますようにSIIといった協議の場で、日本政府としてアメリカ政府に、一日も早い国際単位系の統一がアメリカのためにも必要である、アメリカの産業や経済の競争力強化のためにも必要なのではないですかということ強く言っているようなわけでありませう。

御指摘のように、例えば航空機の分野については現実としてヤードポンド法が圧倒的な支配をしておりますから、今回の法律改正案におきまして、その点については暫定的にそういうものを採用することにしておりませうけれども、あらゆる機会をとらえて国際単位系への統一を私どもも努力をしてまいりたいというふうに思っています。

○渡部(二)委員 それはまずいですがね。というのは、戦間機に乗っている兵士たちが、何フィートで考えてたか、高度六千フィートと言っているのか、あるいはこの高さが三千メートルと言っているのか、かなり違うわけですね。そこへ、そういう単位系になじんでいないような操縦士であります。瞬間的な事故が起こるときに、フィートで言うのかメートルで言うのか尺貫で言うのか、頭の中で余り混在しています。こうした種類のものはよろしくない。先進的技術の分野であればあるほど、そういう部分とくっついていっているのはまずいのです。後発的な部分はよい、レベルの低いものならよいけれども、それがひどくまずい状況にあるのではないかと。原発の初期の事故を私が調査してありましたときに、アメリカのウェスチングハウスから買いました原発の設計図は、日本の電力業界が購入したのでありますが、これもヤードポンド法で書かれておられます。これもヤードポンド法で書かれておられます上に、日本側はねじをメートルねじでやりたいのですが、ただ、そのところは、ねじぐらいはいいだらうと思っていれば、ヤードポンドのねじにしなればならぬというので、土壇場でねじを全部作成し直したという大騒動をやったことがある。ところが、依然として部分品の供給についてそのしこり

が残っておりまして、原発の自身はヤードポンド法なのであります。そうすると、事故が起こるときに、ヤードポンドでやられている工場群と、横にあるメートルでやられている工場群との間には、かなりの落差というものが、仕事上の落差がある。こうしたものは、ひどく危険なわけでありませう。そしてくだらない事故が起こるわけですね。もうちょっと普通では想像できないような初步的エラーが発生する。したがって、我が国としては、こうした問題は、第一に日米貿易摩擦、隠れた貿易障壁であるが、産業界に対する重大な打撃であると言わなければならぬ。そして、このようなことについての国際的な非協力というものは、国際間の公正に対して甚だまずいのではないかとが、んがん言う必要がある。今伺っている、国際会議が何かで、君の方は早くやってよという程度の話はされているようであるけれども、これは日米貿易摩擦の交渉のときの重要アイテムとしてこちらから取り上げるべきテーマなのではないかとまで私は思うわけでありまして、私は、日本の悩める技術者の声を時々聞く一人でございます。日本の、ぜひもう少しききとらした技術交渉というものを、計量外交というものをぜひともしていただきたいと思うのでございませう、いかがでございませうか。

○熊野政府委員 ただいま先生の御指摘のように、航空に関するものにつきましては、まさに現にヤードポンド法のものに圧倒的な状況にありませうから、その中でメートル法を強制するということは大変不都合を生ずるおそれがあるということと、当分の間、暫定的にヤードポンド法の単位の使用を認めてきておる、これは我が国のみならず、欧米等についてもそういう状況に航空の分野についてはなっているわけでありませう。

他方、アメリカに対してヤードポンド法からメートル法への移行というのは、先ほど来申し上げておりますように、あらゆる機会をとらえて申し上げておりますし、日米構造協議という現在日

米政府間での最も大規模ないろいろなことを協議をする場において、日本側からアメリカに出しているツケの一つとして、実はメートル法の採用をアメリカ側に出しておるわけでありませう。アメリカ側もそれを受けまして、いろいろ先ほど御紹介を申し上げましたような対応をやってきているという状況でございます。今後とも、必ずしもまだ十分でない点もあると思っておりますので、あらゆる機会をとらえてやっていくつもりでありますし、先日、参議院で同様の御指摘を受けまして、たまたま私、その日、参議院の審議の日に別途日米自動車関連のハイレベルのMOSS協議をやっておりますので、アメリカ側の計量担当は商務省でございますが、商務省のファレンス次官に対して、そういう日本での参議院におけるいろいろの御要請、御注文等を十分紹介して、アメリカにおいても対応を早めてくれというようなことも言っているような次第でございます。

○渡部(二)委員 私は、そこまでお話が進んだなら申し上げませうけれども、ヤードポンド法でつくられた飛行機はもう買わなければいけませんね。旅客機につきましては、英米だけがつくっておるわけではない、高性能の旅客機をフランスもつくっておるわけでありませう。ヨーロッパには航空機製造メーカーはたくさんあるわけでありませう。様子はわかりませうけれども、ソビエトの飛行機も旅客機はなかなかのものであると聞いておりますから、これ以上待たされるのだったら、もうヤードポンド法の品物は買わぬよ、買ったままでは捨てるならいいけれども、買って修繕しなければ危険なそういう品物については、ヤードポンド法を今後何年以内にちゃんと直してくれなければ、その品物は買えませうというぐらいい、これは強制をしなければならぬ時期に来ているのではないかと。そのためのツケが我が国の航空事故に反映しておる、あるいは原子力発電事故に影響している、その他微妙なる先進的科学技术に影響しているとなつたら、これは情けないというよりも、政治の怠慢と言わなければならぬと思っておりますが、

どうです。

○熊野政府委員 航空分野につきましては、とにかく現実を申し上げますと、ヨーロッパ各国もこの分野についてはヤードポンド法を採用しているように承知しております。現に例えばエンジンの推力は五万ポンドとか、そういうふうなもので国際的にもあらゆるものが行われているという状況にございませう。

○渡部(二)委員 それでは、そろそろメートル法による飛行機を日本がつくる段階になりましたね、これは。それで、航空機産業に対して日本が離陸させないで随分アメリカに対して遠慮しているわけでありませうから、この辺で渡部大臣からひとつ新規の方針でも出していただいて、いつまでも変な飛行機が来るようじゃ買えない、我が国は断固全部取りかえてメートル法の飛行機を飛ばしてみせると国際会議で一発おどかしていただく、これがまたよろしいのではなからうか。私はお勧めしておきたいと思っております。ただ、今この場で御答弁をされないで、後で一括して御決意を承りたいと思うのです。

ただ、私の言うことは正論でしょう。私の言うことは完全な正論です。ただ皆さんが小さい声で言っておられたことを私は大声で言ったにすぎない。この議場に残るほどの声で言ったにすぎないのであります。

それからその次ですが、今度は逆の話です。科学や産業の分野での計量単位の統一というのは必要であるにもかかわらず、我が国の古い計量単位に対する敬意というか、尊敬がなければこれはうまくいかないということとは逆の面を申し上げなければならぬと存じます。それは例えば、かつて尺相当目盛り付計量器の販売を認めさせた永六輔氏の経歴がある。この人は、文化人でありながら計量単位に大変熱心であって、鯨尺を使えないで、あるいは曲尺等を使えないで、指物師、あるいは建具師あるいは和風建築師たちがひどく困っていることを取り上げて、徹底的に時の担当官を責め上げたわけでありませう。しかもテレビを使い、新

間に評論を書き、随筆を書き、この人はやわらかいタッチで攻撃されたために、この人に対しては妥協を政府は当時されたいきさつがあるわけでありま。私は、この問題に対する最高権威であると思ひます。ところが、私たちの脳の中に何が入っているか。坪とか尺貫とか、意外に入っている。だんだんそれは変化するとともに、それというものを同時に庶民の生活では使えるようにしておかないと、ひどい混乱が起るわけでありま。

今回の場合は、産業に対するものとしてひどく中心的な処置が行われておりますから、この分野については余り言わなくてもいいのかもしれないけれども、私はこの中で、非法定計量単位の使用禁止とばんと書かれているところにひどくがっかりした感じを抱くわけでありま。これを罰則だとか、計量法違反だとかというのでとちめますと、ひどく変なことになるのではないか。例えば、法定計量単位における表示をした上で非法定計量単位を付してやるぐらいのところであるならば、それはもう認めるべきだし、その方が、変換時期に当たって一千万円などという少金額のPR費でありますれば、何も徹底しないのがもう明らかだ。

そうすると、こちら側にはエルグの商品がある、こっちはジュールの機械がある。エルグとジュールを同じ機械に両方書いておけば両方交換できるのに、変なものがついておるぞ、エルグとは何だ、これは罰金であるぞ。おまえの方は何事か、猶予期間三年を過ぎているではないか。そこへ直れ、お白州に座れ、今こそ通産省がおまえの首を切ってくれるぞと言わんばかりの法律であります、どういふ騒動が起るのか。これは庶民の変化のスピードというのを無視したものではないかろうか、こう思うわけでありま。

この点いかでございませう。非法定計量単位を付して売買するまで取り締まるなどというばかなことを言わなければ、両方書いてあるうちに自然に人類はなじんでくるのであり、それこそ実物教育なのでありま。しかも、余りうるさいこ

とを言わないうちに静かに転換していくことは明らかではございませうか。そのところをどうお考えでございませうか。敷くやりますか。それともそのところは甘目にやりますか。私は、永六輔さんを動員してもう一回通産省にけんかを売ってもそれはようございませう。だけれども、そういう大騒動をいつもやるというのは余り適切なことではないのではないか。変化は徐々に起る、その徐々に起るのを含むのが行政の仕事と言ふべきではないかと思ひますが、いかがです。

○熊野政府委員 法定計量単位に統一することにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、三年、五年、七年という期間を設けて、それぞれの単位の使用実態、あるいは計量器の耐用年数等もいろいろ考えながらそういう案をつくっていくわけでありま。したがって、この期間に例えば併記をしたようないろいろな器具等が出ることは予想をされるわけでありま。

他方、伝統的な単位というか、伝統に対する敬意を失わないことが大事であるという御指摘は、ただいまの先生の御指摘もありましたし、先ほど後藤委員の方からも同じような御指摘があったと思ひます。それはそれで大変重要な視点だと思ひますけれども、取引、証明ということと、一般的な文化でありますとかスポーツでありますとか、そういうものはまた別でありますし、さらに、計量器ということになりますと、これは法定計量単位の統一に大変大きな影響を持つわけでありま。したがって、計量器についてどういふ規制をするかということ、当然そういう観点から慎重にならざるを得ないという一方の立場があるうかと思ひます。

しかしながら、まさに現実いろいろ使われているもの、それでそれは時間をかけてやはり定着を図っていく必要があるわけでありま。そして事実、一九六〇年に決められました国際単位系につきましても、導入はしておりますけれども、そのときに従来からありました非SI単位系の使用を直ちに禁止をするということではなくて、併

用をずっとこれまでも続けてきたわけでありま。そういう期間にだんだん定着をしてきたので、この際、国際単位系に時間をかけながら統一をしようというのが今回の趣旨であることを御理解いただきたいと思ひます。

そこで、ルールとしては、取引あるいは証明における計量単位の使用については法定計量単位を使用していただく。法定計量単位以外のいわゆる非法定計量単位の使用は罰則をもって取り締まるというふうな法律上担保されているわけでありま。すけれども、実際問題として申し上げますと、法の運用に際しましては、違反があった場合でも十分な理解がない場合もありますし、あるいは誤解に基づくものもありますから、まずは気長に改善のための指導をやっていくとか、基本的にはそういう気持ちで対応していくことが必要であろうと思ひます。要は、ケース・バイ・ケースということにならうかと思ひます。

それから計量器の併記の問題につきましても、少なくとも尺相当目盛り付計量器というよう形で、その二つの考え方に對する一つの考え方を提起しておるわけです。

それから先ほどホテルにおいてポンドとキログラムを併記したような体重計はどうかという御指摘がありましたけれども、これについても、そういう計量器という重要性にかんがみまして慎重に対応しなければいけないという一方の立場と、しかし現実にはそういう要望もあるし、使う人、例えば外国から来た人が使う、そういう現実に対してはどう対応するかということで、これから慎重に勉強し、検討をさせていただきますと思っております。

○渡部(一)委員 これは法務委員会風に議論すると、今の局長の答弁は的確ではないですね。なぜかという、法律はできる、罰則は厳格なのができる、それによって罰するだけの権限は省に担保する、だけれども実際的には慎重に処する。つまり、言外に言っておられるのは、処罰をしない、処罰はしないのだけれども、尺相当目盛り付

計量器のようなことを言っておられるということも十分には考えられるけれども、それを認めるような言い方はしないで、なおかつ慎重に対応するという表明をされたのです。恐縮だけれども、こうなると、これは法律ではないか。これは何と云うのか、徳川時代のお白州の裁きに似ていて、人情味がかげんされている表明を今されたわけですね。だから法律のとおりになると、めったやたらと日本国民を処罰しなければならぬ。権限を一応与えろ、その上で、処罰をするときは局長が御目こぼしをしたところだけは許してやるぞという権限を与えろとおっしゃっていることを意味しているわけだ。我が国の法律はルール・バイ・ザ・ローという。ルール・バイ・ザ・ローというのは法律に基づいて権限を与えるということなんです。法律の権限を与え過ぎておいてそれを執行しないという形でバランスをとるといふのは余り的確ではないな。これは法律のつくり方がまずい。大臣、これは難問ですぞ。こういう答弁でいくとなると、これは厳しい。私はちょっと困ってしまったな、これは。

委員長、このところで恐縮であります。この問題の深刻性は委員長はよく御存じであると存じます。委員長、実際の法律の権限の論争としてはしかるべきものがございませうが、私が申し上げましたように、処罰だけで対応することは余り適切でない。また、局長が言われたように、それに対して慎重な態度をとりながら粘り強く指導していくという立場は悪い態度ではないと思ふ。ただ、法的根拠がない。今の答弁は法律ではないからです。したがって、仕方がありませんので、後ほど委員会が決議文をつくられるということを受けておりますが、その中にこの部分を記載していただいて、いたずらに罰則権限をもって進行させるのではなく、度量衡に対する国民の理解と認識を深めるため慎重な態度をもってこれに当たるというふうな意味合いの文案を、各議員の御賛同が得られるならば書き込んでいただくということをお願いしたいと思ひますが、委員長の御返事を賜

りたいと思います。

○武蔵委員長 大変難しい提起でありまして、もうきょうは採決まで理事会ではスケジュールを決定しております。したがって、今の附帯決議の中にあなたの希望するようなことを挿入することは物理的にも大変困難であると委員長は認識いたします。

したがって、もう少し局長と話を詰めてみて、もう少し議論を進めてもらって、その辺のことを、先ほどの答弁を撤回するのか修正をするのか、局長の意見を伺ってみたいと思うのが委員長の見解ですが、いかがでしょうか。そう進めてよろしいですか。

○渡部(一)委員 結構であります。では、論議を進めさせていただきますが、時間内にうまく終わればよろしいのですが。

局長、では三つに分けて申しましょう。まず、尺相当目盛り付計量器のように、この改正計量法でいく表示以外に、古い非法定計量単位による表示もあわせ持ったような計量器具について、直ちに罰則を適用することなく慎重に指導する、つまり、裏側で言えば両方書いてあるなら余り罰しないよというのを言外に含んだ、そういう言い方はできますか、できませんか。

○熊野政府委員 取引または証明に用いる計量単位ということで法定計量単位を使用した場合に、例えば参考値として括弧書きで非法定計量単位を表記するというようなことは、計量法違反とはならないというふうに考えております。ですから、例えば九十九平米、括弧三十坪というふうに書くのは計量法違反ではないというふうに考えております。

それから、今先生が具体的に例を出されましたのは計量器の問題でございます。尺相当目盛り付計量器という計量器の問題で、尺相当目盛り付計量器については、まさに目盛りがついておりまして、三・三分の一メートルであるとか、しかるべきところへそういう印をしているものを尺相当目盛り付計量器と呼んでおりますけれども、これは

そういう形で、具体的な図面まで示して、そういうものが計量法の違反にならないということで現在認められて、相当程度生産もされているわけでありまして。そういうものが具体的に要請に基づきまして、先ほど一つ例を申し上げましたのは、ヤードポンド法を併記した、併記の仕方は実はいろいろあると思うのですけれども、併記をした体面計をどうするかということが、現に御要望が一方であるわけでありまして。これも、一つは併記の仕方等の問題ではないかというふうに考えておりますけれども、なお慎重に勉強をさせていただければと思います。

○渡部(一)委員 これは、併記をした場合は処罰する必要があるのかというの、これは、正しい表記が既に一つ、この法律に基づく表記があるわけだし、それに解説的にもう一つの表記があったとしても、処罰すべき内容ではないのではないですか。あなた、慎重に検討して、あなたがそこで慎重にとおっしゃるから、私もこの法案を慎重に検討して、次回に引き延ばさなければならぬ。さあ、どうします。

○武蔵委員長 熊野機械情報産業局長。明快に答えてください。

○熊野政府委員 併記の場合に、全く同等の併記と、それからこちらが主でこちらが従というのか、先ほど申し上げました括弧つきの併記でありまして、併記といってもいろいろあり得ると思えます。したがって、こちらが法定計量単位ということ、そういうことで統一を進めていくというものにつきます。それに対して参考値のような併記の仕方ならばそれは許されるのではないかと。(渡部(一)委員「括弧ついたら、ちょっと小さ目につけるとか」と呼ぶ)はい。そういう考え方に対応し、それで現に、ちょっと計量器の問題ではございませんけれども、先ほど例として申し上げましたように、九十九平米、括弧三十坪、こういうものは認めているところでございます。計量器の問題というのは、繰り返しになって大変恐縮でございますけれども、大変重要でございます。

す。一個一個のものじゃなくて、それで計量思想の普及とかいろいろなことが行われますので重要でございますけれども、先生の御指摘の点も十分私理解をしておりますので、そういうことをまたいろいろ御意見を伺いながら、具体的な問題も含めて対処してまいりたいと思っております。

○渡部(一)委員 今の御答弁ではばクリアしたと思えます。ですから、余りややこしいこと言わぬでも済みます。私も慎重に、質疑を引き延ばすとは申し上げなくてもいいのかなと思っておりますけれども、もう一言、そうすると今後は慎重に私の意見を考慮してとおっしゃいましたのは、今後の政令とかあるいは行政指導とか、あるいは業界に対する直接の指導において今の討議で交わされた部分のような部分を反映してやるんだ、こういう意味でございますね。どういようですか。

○熊野政府委員 先ほど私の答弁中に先生から、参考値、例えば括弧とかちよつと小さくしてとかいう御発言があったと思えますけれども、そういう形で知恵を出していくことができるのではないかとこのように思っております。

○渡部(一)委員 ありがとうございます。そして、最後の二問に移りたいと存じます。

次に、指定検査機関制度について申し上げるわけですが、この指定検査機関制度につきましては、市川市に住む八幡計器の青柳信太郎さんという小規模な計量器メーカーの方から陳情がありましたので、読み上げたいと存じます。

新法では、検定証印に製造年月が記入されるというが、そうすると、流通の段階で、買い控えがまず起きます。そして、在庫になつていくものも返品となつてしまします。それでなくとも、ここ数年小規模メーカーの製品は、業界大手製品に押されている一方です。中小メーカーにとどめを刺すようなことはしないでください。

という陳情であります。

これは何を言っているかというと、指定検査工場になつていない計量メーカーの場合には、従来

どおり一品ずつの検定を受けることになるのではないかと、こう思っておるわけですね。したがって、検定工場を持てている方で申しますと、これは次から次へと新しい検定の日の入ったものが並べることができ。中小業者の方は、自分の方でつくったものを人のところへ持っていくわけですから、どうしても時間がずれてしまう。たださえ見込み生産をする、商品在庫を抱えて金融的にも圧迫されている上に、このような立場で差をつけられるとひどく困るのだと言っているわけでありまして。つまり、検定マークに月日が入っていると、古い商品の方に押しやられてしまう。最近に余りにも計量器のたぐいが日進月歩でありますために、古い計量器というものは大体買わない、人が一年もたつたものなんかだれも買わない。体温計でもそうです。そうすると、どんどん小規模業者、零細業者の方が圧迫されてしまう。現在でも大規模業者が侵入してきてそういう傾向が起きているのに、期日という面でもひどく圧迫されるのではないかと、この切なる陳情であります。

私は、一般的な産業の前進の中において優勝劣敗が起くるのはやむを得ないことではあると思えますけれども、中小零細企業に属する計量メーカーの立場を思いますと、これに対してある程度こたえなければいけないのではないかと、思えます。というのは、日本の計量器メーカーは、計量器メーカーではありますけれども、そこから巨大な自動機械業界をつくり上げたのはこの業者からであります。そして、ごく初期にはひどく貧しいレベルでありながらひどく高敏な、大企業が思いもつかないような計量器あるいは計量器を組み込んだ自動機械をつくり上げたことによって我が国の中小企業を非常に前進させた輝ける業界だからであります。

したがって私は、この中にありますが、計量法の議論の中で、指定の検査機関になれるような実力を、小さいけれども実は持っているというところについては早くになれるように優遇をしてあげ、あるいはそういう規模も小さくてあれだけ

ども内容はしっかりしているなというのを育成するための誘導措置をつけるということは、今度の通産行政でカバーすることがあってもいいのではないかと、つまり、指定工場または指定検査機関が自分の社でつくったものだけは先に検査して、中小企業から戻ってきたものは先に検査しないよなどという意地悪をしないような何かの通達その他は出してもいいのではないかなどと、私は頭の中で描いているわけですが、御担当の方はどうお考えか。この御答弁は直接その業界の方がごらんになると思いますので、優しい御答弁をお願いしたいと思います。

○熊野政府委員 指定製造事業者制度の仕組みは、一定水準の品質管理能力を有する事業者でありましたら大企業であろうと中小企業であろうと小企業であろうとその指定を行うものでございます。その品質管理能力を判断する中身というのは、製造工程ごとにちゃんと検査をしたりあるいは最終段階において製品検査をしたり、不合格品の処理についてちゃんとやるとか、あるいは検査記録の保存といったこととございますから、ただいま先生がおっしゃいますようなちゃんとやっている企業でありましたら企業の規模にかかわらず対応できるような内容であると思います。したがって、指定製造事業者制度を活用していただくことは十分可能であると思います。

しかしながら他方、例えば大量生産でないものをつくっている、比較的一品生産的なものをつくっているような場合には、指定製造事業者制度よりは検定制度で対応したいという方もおられると思います。そういう意味で検定制度も残してあるわけでございます。

先ほど申し上げましたように指定製造事業者制度を入れることによって都道府県の今までは検定に費やしていたエネルギーはかなり節約をされますので余裕が出てまいりますから、そういう検定についてはむしろ迅速に行えるようになるのではないかと。それから検定は、場所についてはその工場へ行って検定をすることも可能でございますし、

そういう意味でいろんな検定の対応もできる。さらには、ただいま先生の御指摘もございましたように事前にいろいろその方法を指導するというところ、計量関係については従来から計量法のもとで各都道府県の計量検定所等におきましても実態を十分把握をしておりますので、そういうところからどういう対応をするのが最良なのか指導もできるのではないかと思いますし、私ども通産省としても各都道府県に対して、そういう法改正ができましたらどのように対応の仕方があるかについては十分事前に指導できるようなことをやってまいりたいと思います。

○渡部(一)委員 では最後に大臣、ただいまの御答弁に対するお立場も含めまして、先ほどから私がいりいろ申し上げました件につきまして総括的に大臣の御所見を伺いたいと存じます。

○渡部国務大臣 大変格調の高い学識と極めて専門的な先生の博学な御質問を傾聴しておりましたし、また私はその先生の御質問に答弁しておる政府委員を信頼いたしております。

○渡部(一)委員 はい、結構です。

○武藤委員長 小沢和秋君。

○小沢(和)委員 昨年十月の「経済政策情報」という雑誌によりますと、「計量法を全面改正することにしたのは、日米構造協議で米政府から日本に基準・認証制度の閉鎖性を批判されたのがきっかけ」と書いてあります。関係者の話では、日米構造協議の中でアメリカ側は、アメリカから輸出する計量器についてはフリーパスさせよと要求したと聞いておりますが、これは事実か、事実とすれば全く不当な要求だと思えますが、日本側はこれにどう対応したのか、アメリカの要求がこの法改正に何らかの形で取り込まれているのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○熊野政府委員 一般的に諸外国から日本の基準・認証制度についていろいろな注文がアメリカのみならず出てくることはございます。そういう一環として計量器の問題も例として出ていないわけではありません。しかしながら、ただいま御指

摘のありましたような日米構造協議において特にその点をスペシャライズしたということは私の知る限りはございませんし、他方、この計量法の改正というのは、既に一昨年の夏に計量行政審議会に諮問をいたしまして、一年間いろいろな観点から慎重な審議をさせていただいて、昨年の夏御答申をちょうだいし、その答申に基づいていろいろ法改正作業をしまいいっているわけでありまして、その法改正の眼目になりますところは、まず第一に法定計量単位の国際単位系への統一ということでございまして、必ずしもこの法改正がいわゆる基準・認証問題を中心としたものでないことは言うまでもございません。

○小沢(和)委員 この法案の附則の中に、輸入品についてヤードポンド法の併記を認める条文があります。法案が全体として国際単位に移行する措置を決めている中で、わざわざこういうことを新たに認めることは明らかに全体の流れに逆行していると思えます。これもアメリカの圧力によっての結果ではないかと思えます。

そこでお尋ねをいたしますが、アメリカでは今なおヤードポンド法を使用しており、国際単位への移行では先進国で一番おくれております。日本政府としては、こういうアメリカからの不当な要求を認めるのではなく、アメリカこそ国際単位に早く移行し、世界的な計量単位統一の動きに積極的に加わるよう厳しく言うべきだったのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

○熊野政府委員 我が国は、輸入拡大ということも大変重要な政策課題として、通産省もそのためのいろいろな努力を行っているわけでありまして、仮にこれが輸入障壁になるようなことは避けなければならぬという観点から配慮をしている点はございます。

他方、国際単位系への移行について、アメリカあるいはイギリスといったヤードポンド法の国に対して、私どもとしても、早くメートル法とか、国際単位系に移行するようにいろいろな場をかりて要請をしているところでございます。

現に、アメリカにおきましては、メートル転換法という法律をつくりまして、連邦政府の物資調達等につきましましては、原則として一九九二年の九月末までに、言いかえれば、一九九二年の十月以降におきましては、メートル法を連邦政府としては使うようにということを経に法律をつくっているわけでありまして、民間におきましても、アメリカの民間においてヤードポンド法からメートル法への移行が着々と進んでいるというのは言い過ぎかもしれないけれども、アメリカ政府としては、大変な熱意を持ってそういう民間に対してエンカレッジをしているように承知をしております。

それから、イギリスにおきましても、EC指令というのがございまして、それによって、イギリスも一九九九年末までにヤードポンド法を原則として使用しないようにということと対応しているものでございます。

私どももいたしまして、特にアメリカに対しては、国際的な統一ということは大変重要な意味を持ちますし、またアメリカの経済や産業にとっても必要であるということで、日米構造協議という場におきまして、メートル法化の必要性を強く訴えて、日本側からアメリカ側に対する注文の一つとして言っているところでございます。先ほど来申し上げておりますようなアメリカ側の努力も、私どもも日本側のそういう要請も踏まえながらやっているものと理解をしているところでございまして、今後とも、引き続きそういう働きかけをやってまいりたいと思っております。

○小沢(和)委員 次に、特定計量器の検定合理化の問題でお尋ねをいたします。

本法案によって、従来の一品ずつの検定制度から型式承認と、信頼できる製造事業者に対する検定免除を骨格とした制度に段階的に移行することになります。

私も、製造技術と品質管理の向上によって、全部を検定しなくてもよい時代になってきているとは思っています。しかし、だからといって、国の基準

に適合する品質管理を行っている一たん認められた製造事業者は、よほどのことがない限り、その後公的なチェックが一切ないということでは、行政の責任放棄になりかねないのではないだろうか。少なくとも、年一回か抜き打ち的にサンプリング調査を行う程度のことではやるべきだったのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○熊野政府委員 指定製造事業者制度と申しますのは、最近におきます計量器の製造技術でありまして、品質管理能力の向上といった実態を踏まえまして、一定水準の品質管理能力を有する製造事業者が製造した計量器については、検定を免除するという制度でございます。

そこで、まず指定製造事業者を指定する際には、当然そういう計量器がつくれる能力ということを見る必要がございますので、指定に際しましては、あらかじめそういう品質管理能力をチェックすると同時に、指定をされた製造事業者は、通産省令で定めるところの基準に適合した品質管理の方法を採用すること、それからその品質管理の方法につきまして、都道府県知事、もしくは日本電気検定所の検査、または指定検定機関の調査を受けることをあらかじめ指定の要件にしているわけでございます。

さらに、指定されたものがちゃんと計量器の適正を担保されますように、通産省令で定めるところの技術上の基準に適合し、器差が省令で定めるところの検査公差以上にならないようにという義務も設けておりますし、それから検査をちゃんとして、それからその記録を保管するといった義務づけをしていただいております。その結果として、不良な計量器が市場に出回らないような措置を講じているところでございます。

しかしながら、そういう状況をフォローアップするために、法律上も第四百四十八条におきまして立入検査、それから第四百四十七条に報告徴収を規定しておりますので、こういう制度を活用いたしまして、不正行為がないように指定製造事業者を監督し、万が一にも不正の状況あるいはそういう懸念がある場合には改善命令を出すとか、適正な

運用に努めていく必要があるかと思っております。

○小沢(和)委員 今最後に言われたとおり、この法案では届出製造事業者に対し報告をさせたり、その工場に立ち入って検査したりすることができるようにはなっております。しかし、気になるのは、「この法律の施行に必要な限度において」とわざわざ限定をしていることとあります。これはよほどの問題が起こったときにだけ発動するという意味ではないのでしょうか。

私は、検定を免除しても、そこで製造される計量器の信頼性について国が最終的には責任を負うべきことは、法改正の前でも後も変わりはないはずだと思っております。サンプル調査もどうもやらないということのようですけれども、そうであればなおさら、立入検査などは少なくとも毎年一回くらいはやらなければ責任を持ってはいけません。いでしょうか。立入検査の頻度についての考え方をもう一度明確にしたいでございます。

○熊野政府委員 立入検査については、第四百四十八条におきまして「通産省令で定める都道府県知事若しくは特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、云々」という規定を設けております。これは、こういう法律における立入検査等の例文というのか、どの法律でも設けられているような規定の規定通りに作っているところでございます。

その心といたしましては、過度な行政介入になつてはいけませんし、また行政負担が著しく過度になつてはいけませんので、そういう趣旨がここに書いてあるのだらうと思っております。

報告徴収にいたしましては、立入検査にいたしましては、具体的にどういうふうな頻度でやっていたらいいかということ、この法律施行まで一年半ございまして、その間にそれぞれの計量器の特性でありますとか、使用の実態でありますとか、あるいは都道府県等の行政負担等の問題、いろいろあると思っております。それらを十分踏まえまして、運用基準を検討してまいりたいと思っております。

ります。

○小沢(和)委員 局長にお願いしますが、私が聞いているのは、非常に簡単に答えられるように聞いているのですよ。もっと簡単に答えてください。

問題が起らない限りは立入検査はしないのか、あるいは問題がなくても定期的に検査をするという考え方に立っているのか。後の方だとすれば、どれぐらいの頻度でやろうと考えているのか、ここをもう少しはっきりと答えてください。

○熊野政府委員 必ず決めてやるのか、それとも必要に応じてやるのかというところは、ケースによっても、先ほど申し上げましたように、計量器の特性とか、その使用実態、いろいろあると思っておりますので、なるべく問題の起きないように実態に即して対応していきたい。その運用基準はこれから検討させていただきたいと思っております。

○小沢(和)委員 はっきりさせなければ、時間がながいから次の質問をします。

この検定の合理化が、都道府県の計量検定所の業務にどういった影響を与えるのかお尋ねをします。

大企業を中心に信頼できると認められた工場でつくられる計量器は検定を免除されることになれば、都道府県検定所の検定件数は大幅に減り、それに連動して手数料収入も落ち込むのではないかと懸念いたします。先ほどは大きな影響がないようにお答えしたように思いますが、私はそんなはずはないと思うのですが、数字的にはっきり答えていただきたいと思います。

○熊野政府委員 今回の法律改正におきまして、新たな行政ニーズに対応するために、指定製造事業者制度でありますとか、あるいは型式承認の対象計量器の拡大等の創設を片や行ったところでございまして、こういった新たな行政ニーズに対応するための業務につきましても都道府県が重要な役割を果たしていただくことを期待しております。例えば指定製造事業者の指定に当たりましては、検定等を通じて蓄積されました行政能力を活

用するために、品質管理状況について先ほど御説明をしております実地検査を都道府県が行うことにしているわけでありまして、また、型式承認につきましても、通産省大臣の承認権限を政令で定めるところにより都道府県にも委任できるといった仕組みも設けてございまして、今後都道府県の整備状況をにらみながらそういうことも検討していきたいと考えております。したがって、従来やっていた仕事、新しくやる仕事、両方相まって全体として効率的な計量行政が、その業務が行えるようなことを目指していきたいと思っております。

○小沢(和)委員 私が伺ったのは、検定所の検定件数が大幅に減り、それに伴って収入も落ち込むのではないかと聞いているのですよ。もっとはっきりと答えてください。さっきから「ちょっと言っているでしょう、あなた」。

○熊野政府委員 検定業務に伴う手数料の収入はある程度減るかもしれませんが、ただいま御説明申し上げましたように新たな行政ニーズに対応した業務もお願いするということを考えておるわけでございます。

○小沢(和)委員 ふる業務もあるというお話でしたけれども、それは検定件数の大幅な減少などに比べればわずかなものだと思っております。私は、地元の福岡県や東京都の検定所の方々からも話を聞きましたが、皆この点を指摘して将来への不安を訴えておりました。こういう不安にこたえるためにも、先ほど申しました工場への立入検査回数ははっきり規定するとか、大臣の権限になっている型式承認を知事に委任するとか、検定所の人たちがやりがいを感じることでやる仕事を確保し、新しい仕事についての研修の機会を積極的につくったりする必要があるのでないかと思っております。

さらに、改正案でも適正な計量の実施についていろいろ定めておりますが、東京都の検定所などではその実効性を高めるために包装商品の買い取り検査をしたり、事業者と消費者による試買審査

会を行つたりしております。ここに都の計量検定所が都民向けに発行したパンフ「くらしと計量」というのを持ってきましたけれども、こういうような取り組みも高く評価して各府県に広げていくべきではないか。今後の検定所の業務の拡充についてお尋ねします。

○熊野政府委員 ただいま委員の御指摘にございました型式承認につきましては、百六十九条におきまして通商産業大臣の承認権限を政令で定めるところにより委任できる規定がございます。先ほども申し上げましたように、こういう仕組みも今後都道府県の体制整備の状況を踏まえながら対応していきたいと思っております。それから、都道府県の計量行政における重要な役割にかんがみまして新しい仕組みのもとで業務能力とやるべきことについて、それぞれの県の事情もあると思っておりますので、いろいろ御相談をしてみたいと思っております。

○小沢(和)委員 ここで大臣にお尋ねをいたしますが、私は、国が今後はより高い計量標準の開発や供給に特化していくのであればなおさら都道府県の検定所を重視し充実していかなければならないはずだと思うのです。ところが、今まで述べてまいりましたように、従来より業務量が減ることがはつきりしているのに新しいそれに見合う量の業務内容がはつきりいたしません。しかも重大なのは、本法案では従来のように都道府県に検定所を置くことが明記されておられません。これでは都道府県に検定所を設置する法的根拠がなくなるとして職員の方々が不安を感じるのは当然のことだと思ふのです。大臣の口から今後検定所を重視し充実していく方向であることを明示していただきたいと思いますが、いかがですか。

○渡部国務大臣 都道府県は、現行計量法及びその前身である度量衡法の時代から一貫して計量行政の中心役割を担っていただきました。計量法に規定されておる検定、定期検査などの計量機器に対する規制業務や商店における商品量の適正化などの消費者関連業務など、計量行政の重要な

柱となるべき業務は、いづれも地域住民の日常生活に密接に関与をするものであります。その意味で、計量行政を進める上で地域の行政主体として都道府県は今後も一層重要な役割を担っていただくことになりました。

○小沢(和)委員 次に、この法改正を機に規制対象となる計量器を見直すというふうに向つております。今家庭での健康管理上大きな関心を持たれている電子体温計や家庭用血圧計、ヘルスメーターの指定とその公差の見直しなどについてどうお考えか伺います。

○熊野政府委員 ただいま御指摘の電子体温計につきましては、実測式と予測式と二つございまして、その予測式についてはいろいろ御議論があるところでございます。この電子体温計というのは、実測ではなくて、一分間なら一分間はかりましてそれでそれを延長して予測をするという仕組みになっております。こういった予測方法というのは銘銘ごとにもいろいろ差がございますので、ある程度測定結果に誤差が生ずるということは実はございます。

ただ、先生御経験がとおりだと思ひますけれども体温計というのは、はかる時間、はかる体の部位、それから何分間ぐらい続けてはかるかとか、あるいは測定をする専門家等々によっても違ひますのでなかなか一概には申し上げられないところがありますけれども、今度は、そういう状況にありますけれども現行法で対象にしておりませんでした電子体温計についてもこの法律改正に際しまして、今申し上げたような問題点にも配慮しながら、実測機能については新たに検定の対象とすることを予定しておりますのでございます。

○小沢(和)委員 公差のことに触れたついでに家庭用電気、ガス、水道などのメーターの公差についてもお尋ねをいたします。

きのういただいた資料では、いろいろ条件がついておりますが検定公差でプラス・マイナス二ないし四％、使用公差でその一・五倍ないし二倍程度となっております。その基準は、一番古いガス

メーターでは二十年以上前につくられております。最近の目覚ましい技術の進歩を考えれば、これらの公差は大き過ぎるのではないか。使用量が四％も多くなるようなガスメーターを何年も取りつけられた家庭はそれだけ余分にずっと支払わされることになりました。電気、水道でも同じことではないかと。もっと厳しい公差に改めるべきではないでしょうか。

○熊野政府委員 公差につきましては、検定公差と使用公差とございます。この検定公差は計量器ごとに定められておまして、それぞれの計量器の特性に応じて定められております。それから、使用公差は使用中のものでございまして、検定公差よりも緩やかなものになっているということでございます。いま申し上げても、いづれにいたしましても、消費者利益とかあるいは計量器の製造技術、それからまた国際法定計量機関における公差の検計状況を踏まえまして適宜見直しをしていく必要があると思ひますので、今回の法改正を期しまして、計量器の技術水準も大幅に上昇しておりますから、これらを踏まえて国際法定計量機関における最新の検計状況等々を見て、これから十分所要の見直しを行つていきたいと考えております。

○小沢(和)委員 最後に、計量研究所等に関係して幾つかお尋ねをいたします。今回の法改正により計量研究所の業務も大きく変更され、私の地元九州など三支部が縮小廃止の対象になっていると聞きました。そうならば職員が遠隔地に配転される等の問題が早速起ります。関係者に不当な犠牲が押しつけられないような十分な配慮をお願いしたいと思ひますが、その点どうなっておりますでしょうか。

○横田政府委員 お答え申し上げます。御指摘のとおり、九州、大阪、名古屋に計量行政関係の三つの支部がございまして、今お話のありましたような廃止縮小について具体的な検討をまだ行っていないわけではございません。計量法の具体的な施行に伴います業務が今後どう変わってまいりますか、この辺を今後十分検討いたしますし

て、組織のあり方につきましてもそれと対応して検討してまいりたいと思っております。いづれにいたしましても、そのような際には地方支所の職員の方々の処遇等につきましても十分配慮して検討してまいりたいと思ひます。

○小沢(和)委員 昨年八月の計量行政審議会答申によりまして、「信頼性の高い各種の計量標準に対する需要の増大に対して、これら機関」というのは、計量研究所や電子技術総合研究所のことでありまして、「これら機関からの標準供給は、必ずしも十分に対応しきれない状況にある。」と指摘し、その原因の中で、「行政の改革に伴う人員、予算の確保等国の機関としての限界」が挙げられております。いわゆる行政改革によつて国立研究機関としての責任を満足に果たし得ない状況が生まれているということであり、まことに重大だと思ひます。

私は昨年三月十五日にも本委員会、大学を含め国立研究機関が行政改革により毎年人員、予算を削られており、本来の任務を果たし得ない深刻な状況になっていることを指摘いたしました。当時の中尾通産大臣は答弁で、その改善のため全力を挙げること約束されました。その後一年余りたちますが、どう努力され、どう改善されたか、この機会に報告をいただきたいと思ひます。

○横田政府委員 計量研究所を初めといたします計量行政に関係いたします国の機関は、限られた予算、人員の中ではございまして、最大限の努力を払つていただいているものと思っております。

予算、人員等につきまします平成四年度の予算の状況でございますが、その当該部分だけということではございませんで工業技術院、研究所全体につきましまして申し上げてみたいと思ひますが、研究開発予算は総額で百五十億、前年比五・九％の伸びでございます。人員の面では、平成四年度の工業技術院全体の新規増員が十一名でございます。これらはいずれも近年におきましては五年ぶり、三年ぶりの伸びということで、関係方面の支援を

私はもう少しわかりやすく実感できる部分として、後で触れさせていただきますが、工夫をさせていただきたいというふうに思っております。

同時に、これはやはりそういうだけの影響を各方面で与えてくるわけですが、きょうずっと議論になっておりまして、そういう経済において国際化の尺度に統一していくという長年の課題を今回思い切ってやろうというときに、先進国のいわゆるヤードポンドを使っている国というところとアメリカ、イギリスがよく例にとられます。

アメリカがことしの十月ですか、イギリスが一九九九年までにS-I単位系に移行するというふうにおっしゃっておりますが、実態として本当にこの中身というのは、こういう言い方をされますと、ことしの十月でアメリカは切りかえるのだという、何かアメリカの世の中全部かわるのかなというふうに、一挙にはならなくても、尺貫法を我々がかえたような国民の中に大きな波紋を起しつづつと移行していくことが起こるのかというふうなふうに予想しておられるのでしょうか。いろいろな意味で日本が国民生活を随分変更しながらかえていってきける中で、国際社会の中で経済的にいながら、一方でアメリカ、イギリスが全くなかえていなければ意味がないのではないかとこの説得力がなくなる話になるので、アメリカ、イギリスは実際にどのくらいに、どのように変わると認識をしておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○熊野政府委員 まずアメリカでございませうけれども、先ほど来御説明申し上げておりますように、メートル転換法という法律をアメリカはつくりにまして、連邦政府の機関における諸業務、例えば物資調達でありますとか許認可に関する業務といったものにつまましては一九九三会計年度から国際単位系に切りかえるということをしていただいております。したがって、一般の民間におけるものがヤードポンド法がメートル法になるとい

うことでは必ずしもございませぬ。したがって、アメリカ政府としても民間におけるメートル法をいろいろエンカレッジをする、大統領の諮問機関でございませう例えば輸出協議会においてそういうエンカレッジをしているような努力は一生懸命しておりますけれども、現実には必ずしもそういう状況にないことはおっしゃるとおりでございます。

それから、イギリスにつきましては、一九九九年末までにごちらの方は一般的に、原則としてこのものがついておりますから、もちろん幾つか例外は残ると思っておりますけれども、原則としてはヤードポンド法をやめていわれるメートル法に移るということを決めてイギリスは対応しております。

○川端委員 というところで、アメリカにおいて、連邦政府にかかわらない民間ベースにおいては先の展望が全然ないという状態ではないかなというふうに思っています。いろいろ日米間で経済の問題ありますけれども、やはり世界でそういうものを統一していこうという、そして日本もそれなりの努力を図り、なおかつ現実にはその分において相当の負担をしているという部分では、いろいろな機会に政府はおっしゃっていただいているとは思いますが、先ほどの質疑にもありましたけれども、期限を切ってそれ以後そういうものはもう輸入をしないというぐらいの強い態度で私は日米間において強くそういう交渉をしていかなければいけないというふうに思っています。具体的にどのようなことを考えておられるのかも含めてお聞かせをいただきたいというふうに思っています。

○熊野政府委員 繰り返して恐縮でございますが、イギリスはまず一九九九年末までにEC指令に基づきまして漸次ヤードポンド法を廃止していくという方向で進んでおります。アメリカにつきましては、そういうことで連邦政府の関係業務につまましては九三会計年度からメートル法が採用されることになっております。それから先、民間のことにつまましては、我々もぜひ必要であるということで、既に日米構造協議の日本側からアメリカに対して出しております要求の重

要な一項目としてそういう指摘をしてきております。それから日米構造協議の場以外におきましてもあらゆる機会をとらえましてこの必要性、それから先般参議院でこの計量法の審議をいただきました際には一生懸命働きかけるべきであるという御指摘を得ましたのでそういうことも踏まえて、日本の国会の状況等も紹介しながらアメリカ側に努力を要請してきているところでございます。

そういうことで、アメリカも輸出協議会でありまして、九一年十月十日をもって計量の日というところでPRも始めておりますし、その前後一週間をメートル週間というふうにしてやっていると聞いています。

それから先般、ULというアメリカのみならず世界最大の検定検査機関がございまして、この検査機関の幹部が来日されました際にも、アメリカにおける民間のメートル法への移行状況等について私どもいろいろ議論したところでございますけれども、やはりアメリカ経済が国際化していくためにはメートル法が必要であるということをごさだんだん産業界、経済界も認識をされておるといふことを言っております。

○川端委員 いろいろな日米間のいわゆる経済摩擦と言われる部分においても、一般の国民感情からいってかなりアメリカが、本来政府の立場でいかかかなと思うことも含めて随分いろいろおっしゃるなという受けとめをしているというふうに思います。しかし、この単位、メートル法に關して言えば、アメリカにもっと強い姿勢で求めていくことがやるべきことではないかというふうに思っています。重ねてお願いだけ申し上げておきたいと思っております。

さて、計量単位の見直しについては、通産省の所轄部分だけでも関係法改正、あるいは政令等、省令等でいいますと数え切れないほど手直しを加えなければいけないというふうな同様に思っております。これは当然のことだというふうに思っておりますが、通産省所管以外でも、例えばきょうは文

部省にきていただいたのですが、見直しの趣旨からいえば当然ながらそういういろいろな、重力の単位であるとか、圧力であるとか、熱量であるとか、その他もろもろの単位を変えていこう、そういう物の考え方にも物差しを変えていこうということであれば、当然教育の現場においてもS-I単位に基づいた指導をしていかなければいけないというふうに思っています。

私はたまたま大学でそういう工学系の勉強をさせていただきましたが、大体計算問題がやり方は正しいけれども単位を間違えて零点というのはいくらもあつちゅうあることであります。単位の問題というのは常に頭を悩ました問題であります。そういう分、例えば今は学校の教科書で、先ほど申し上げましたように一キログラムの物を持ち上げるのが一キログラムの力だ、書くのは一重力キログラムと書く、これを重力という。これは割にわかりやすい話なんです、一キログラムの物体に一ニュートン・パー・平方秒の加速度を生じる力を一ニュートンというところは概念的には加速度も含めるとなかなかわかりにくい話なんです。

同時に、化学の分野でいいますと、化学で一番初めに習う一つに、アルカリ性、酸性そして中和という言葉が出てまいります。ある濃度の、例えば苛性ソーダの水溶液にある濃度の塩酸水溶液を何cc加えると中和されるでしょうというのがよく問題にあります。これのときに出てくる概念が、ノルマルという、規定という概念があります。今回の改定でも、これはモル・パー・立米に変えるということになっていきます。そういうことになりまして、学校の教育というものの対してこの概念をどのように整理をしてやられるのか。これはある期限を切っていくから一斉に変えないと、大変な混乱を起してしまうのではないかと。受験の問題もありません。そういう分で文部省の初等中等教育局、高等教育局、それぞれにどのような問題が生じると考えておられるのか、そしてどのような対応をしようと思っておられるのか、いつごろからやろうと思っておられるのかということにつ

いてお聞かせをいただきたい。

○福島説明員 尺貫法のときもそうでございますが、私も基本的には、教育の場におきましてこういう国際的な動きあるいは国内法の動き、こういうものを教育の場でフォローするということが基本的には必要だと考えております。そういうわけで、私も、五月から六月にかけて全国でブロック別に教育課程講習会というのをやるわけでございますが、その場におきましてこの法改正の動きあるいは国際的な単位につきまして、そういう動きにつきまして説明するつもりでございます。

しかし、今先生御指摘のように、では入試にどうするかあるいは教科書でどうするかとか、いろいろな教育としての問題はまた別にあると思えます。まさに今おっしゃった趣旨のことを、文部省の理科なんかの教科調査官というのがございまして、そういう専門家を中心にこれをどういうふうな教材でどういうふうなことを書いていけばいいのかということ、現在まだまことに検討会を設けてやっているとございまして、できるだけ早くその結論を得て、この法改正につきまして私どももフォローしていきたいと思っております。今一生懸命やっているところでございます。できるだけ混乱が学校現場で起きないように一生懸命やっています。と思っております。

○川端委員 ぜひともよろしく願いたいと思います。

重力だけを教えるというときには、一キログラムの物を持ち上げる力で一キログラムというのは簡単なんです、ニュートンを導入しようと思うと、これは重力加速度というところで加速度の概念を教えないと理解ができないという部分で、私はこれをどうされるのかなというのは非常に懸念をいたしております。そういうものは後でしか習わないときに単位だけ先行して入ってくるということがいかなるものかということ、慎重かつ混乱のないようにということをお願い申し上げます。

たいと思います。

時間が非常に限られていますので、いろいろあるのですが、この法案が上程をされました日からその翌日に私はテレビを夜遅く見ておりましたら、いわゆる男女のニュースキャスターがおられる報道番組でこのことを紹介されました。そして終りに際してその女性キャスターが、ああそうするとキログラムがニュートンになるのですね、私の体重は四十五キロだから九・八倍した体重で四百三十二ニュートンというのですかね、男性キャスターは六十五キロだから六百ニュートンというのですかねという話をされて、番組は終わりました。とんでもない間違いをしているなと思って見ておりました。

一月十七日の朝日新聞の「天声人語」には、「小錦関は二六二キロ。それが「二五六七ニュートン余」となる。」と書いてあります。十日たちますと、「天声人語」で「読者から手紙を頂いた。『小錦の体重は、本当に二五六七ニュートン余となるのですか。』と質問をいたされた。『余とはならない。小錦関は、今の体重を維持し続けるなら、依然、二六二キロである。重量キロをニュートンで表せばという例え話のつもりだった。』『重量と質量の区別が厳密でない。』とも指摘された。『要するに間違えたのです。』という部分で、重量と質量というのは大変ややこしい概念でありますので、こういうことで、私はテレビでも間違えて報道されたのを見ました。新聞でも間違っている。そういう意味で、この周知徹底というものは相当しっかりやっていただかないと、これは専門にその商売をする人だけの話だということではなくて、今言いましたように、教育現場にも及んでくる。そしてこういう単位自体がやはりニュートンだ、パスカルだという、私は、低気圧、高気圧という言葉が低パスカル、高パスカルというのかとまで思うぐらい、いわば単位というものはそういうものなんです。という部分で、こういう広報というものは、業界に対する広報以外に一般の人に対するそういうことに関しては、どう

いう御配慮をしておられるのか。現に報道でも、ほかにもいろいろありますけれども、かなり誤解をされているんじゃないかという報道がされていることも含めて、御認識と御見解を賜りたいと思います。

○熊野政府委員 ただいま委員御指摘のような、質量と重力を混同したいろいろな新聞報道等があったことは事実でございます。体重はあくまでも質量でございまして、キログラムであるというところで問題ないわけでありまして、

そこで、今の「天声人語」の件とか、それぞれ私どもが気がつきましたものは十分に説明をいたしまして、訂正の記事を出していただいたり、あるいは別の記事を出していただいたり、努力をしております。ただ従来、必ずしも私どもとしても十分なPRが行き届いていないために、そういう間違えた、あるいは誤解に基づく報道がなされたことは大変残念だと思っております。逆に災いも福とすべく、そういう機会をとらえて、マスコミにおいてもこういうPRをやっておいただく機会だということと逐一对応してきております。またこれからはもうやっていきたいと思っております。それから同時に、先ほどそれだけの予算ではないふううに御批判をいただいたわけでありまして、けれども、あらゆる機会を利用いたしまして、パンフレットでありますとか、あるいは講演会でありましてとか関係各省のいろいろな機会にもそういう普及をやっておきたいと思っております。特に教育現場における教育が大変重要だと思っております。文部省にはまたよろしく私どもからもいろいろ御協力をお願いしていきたいというふううに思っております。

いずれにいたしまして、ただいまの例えばニュートンの問題につきましては七年間という猶予期間を設けておりますので、一年半の施行期間と合わせますと八年半あるわけでございます。この間にできるだけいろいろな地道なPR活動をやりながら、その定着という移行が問題なく行われるように最大限の努力を行っていききたいと思

ます。

○川端委員 時間がほとんどなくなりましたけれども、最後に一点、この法律を施行することによってやはり産業界でいろいろな見直しを迫られるというのはいくらも思っています。

現に新聞でも、日経産業新聞の一月二十五日に通産省の機械情報産業局計量行政室長さんが質問に答える形で「産業界にはかなり影響がありそうです。製品のサイズや強度の基準となる単位が変われば、ものによっては設備を変更する必要もありません。」というふうなこともお述べになっております。

そういう部分で、特に中小企業にしましてはいろいろなこの部分に伴う助成とか補助、援助を見ていただくべきではないかと考えておりましたが、特段にこのことだけというところではなくて、いわゆる一般の中小企業の支援の枠内というふうなことでございまして、

もう時間があります。省略して、そういうこととありますが、そういうことであるならば、この法案、こういう法律ができていくことでのいろいろな業者に対する周知徹底のことは図られると思っております。その際に、あわせてそういう中小企業に対しては、こういう支援もありますから、この場合必要であれば御利用くださいという、そのPRという周知徹底もあわせてお願いしたいでございます。

同時に、この部分ではいわゆる指定事業者制というのに関しましては、やはり既存の中小と大きいところの格差を固定化することもあるのではないか。そういう部分では、お金の面だけではなくて技術的な支援あるいは情報サービス等々に関しても、このことに関連して育成強化も図っていただきたいというところをお願い申し上げたいと思っております。それをあわせて御要望も含めて申し上げたいと思いますので、御見解をいただいて終わりにしたいというふううに思います。

○熊野政府委員 今回の改正は、産業界の御意見も十分にお伺いし、また中小企業団体等の御意見

E